

大牟田市こども計画 (案)

令和 年 月
福岡県大牟田市

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画策定の背景・趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
4	計画の対象	3
5	計画の策定及び推進体制	4

第 2 章 大牟田市の現状と課題

1	大牟田市の状況	5
2	児童人口の推計	12
3	第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の振り返り	13
4	基礎調査結果からみえる現状	15
5	今後の本市におけるこども施策の課題	22

第 3 章 基本目標と具体的な取組

1	基本目標	29
2	基本施策	29
3	SDGs（持続可能な開発目標）との関連性	30
4	施策体系図	31
5	各施策の取組内容	33
	基本施策 1 まちのみんなで“こども”と子育てを応援する環境づくり	
	基本施策 2 安心して“こども”を産み、育てることができる環境づくり	
	基本施策 3 持続可能な社会の創り手となる“こども”の育成	
	基本施策 4 地域や社会における“こども”の育成と支援	
6	成果指標	47

第 4 章 子ども・子育て支援事業計画

1	根拠法令	48
2	教育・保育	48
3	地域子ども・子育て支援事業	54

資料編

「計画の策定経過」や「パブリックコメントの実施内容」「用語集」等を掲載予定

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

我が国では、少子化が予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況であり、児童虐待やいじめ、不登校、貧困、ヤングケアラーなどこどもの置かれている状況は深刻化しており、その対応が喫緊の課題となっています。少子高齢化や核家族化により、地域のつながりや家庭の機能の低下が生じてくる中、安心してこどもを産み育てることができ、こどもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指していくためには、私たちみんなでこどもたちを見守り、育んでいくことが必要です。

このため国では、令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行するとともに、こども家庭庁を創設し、体制の強化を図られています。また、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定、令和6年5月にこども大綱に基づく具体的な取組を一元的に示した「こどもまんなか実行計画 2024」を決定し、こどもや若者の権利の保障に関する取組や、少子化対策、こどもの貧困対策など、こどもや若者・家族への支援に係る施策を進めることとされています。

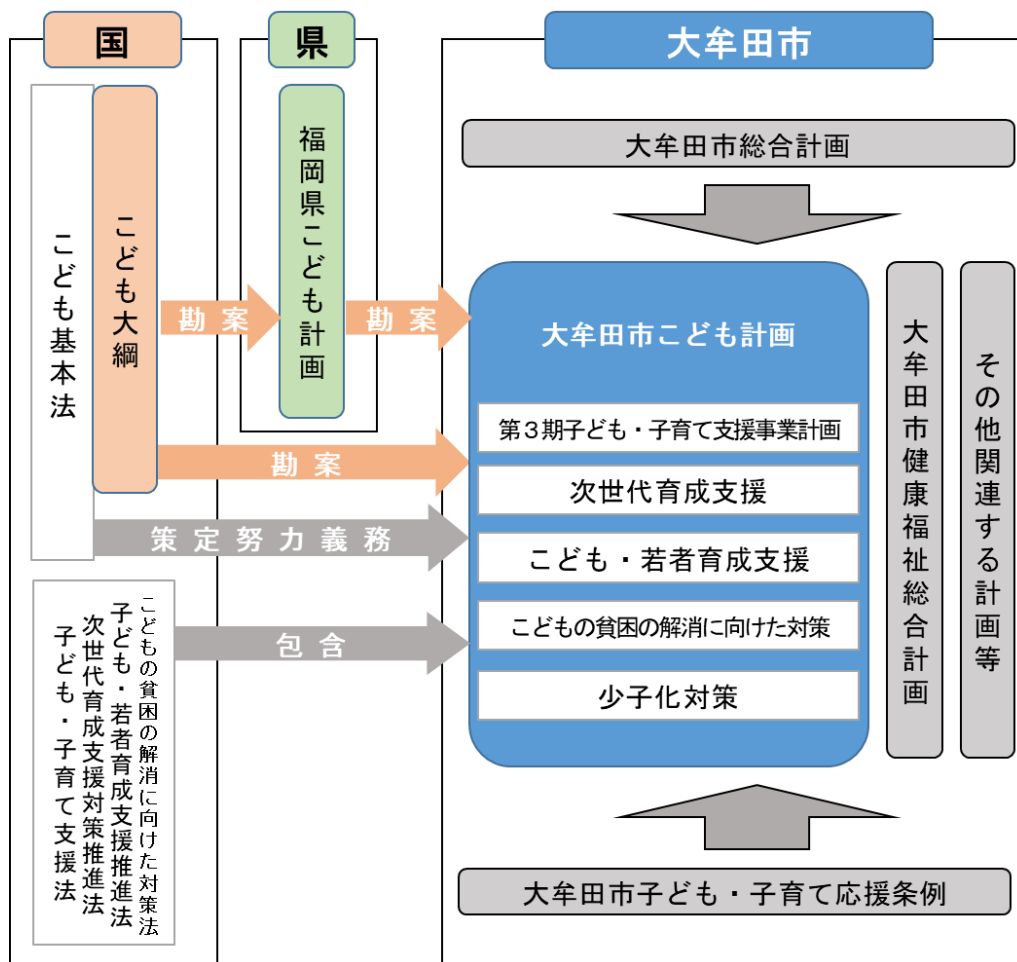
一方、本市では、誰もが安心してこどもを産み育てることができ、こどもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指し、令和6年1月に「大牟田市子ども・子育て応援条例」を施行しました。本条例では、まちのみんなでこどもと子育てを応援するための基本理念や、「子どもの権利」「子どもが大切にすること」「市の責務並びに地域住民等の役割」等を定めています。今後、本条例に規定する基本理念等を踏まえながら、こどもの育成と子育て支援に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施していくこととしています。

このような背景を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定している「第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することに合わせ、こども基本法第10条に基づき、「大牟田市こども計画」(以下「本計画」という。)を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、こども・若者施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関連する計画等を包括するものとして策定します。

「大牟田市総合計画」を上位計画とするこども・若者及び子育て支援の視点で具体化する分野別計画として位置づけ、その他関連する計画と整合性・連携を図りながら進めていきます。



3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

なお、施策の推進状況や事業の利用状況等を把握しながら毎年度点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

本計画は、こども基本法に基づき、心と身体の成長の段階にある人を「こども」とし、こども及び若者（概ね29歳まで。施策によっては概ね39歳まで含む）とまちのみんなでこどもと子育てを応援していく役割をもつ地域住民等を対象とします。

5 計画の策定及び推進体制

(1) 大牟田市子ども・子育て会議

地域住民（当事者である子育て家庭や若者など）や関係機関の意見を幅広く聞き取り、計画の内容に反映させるとともに、進捗状況について点検、評価を行う会議です。こども基本法第 11 条及び子ども・子育て支援法第 72 条に基づく審議会として位置づけています。

(2) 大牟田市子ども・子育て委員会

計画を策定するために、庁内関係課の課長等で組織し、全庁的かつ総合的な意見の集約及び調整を行う委員会です。

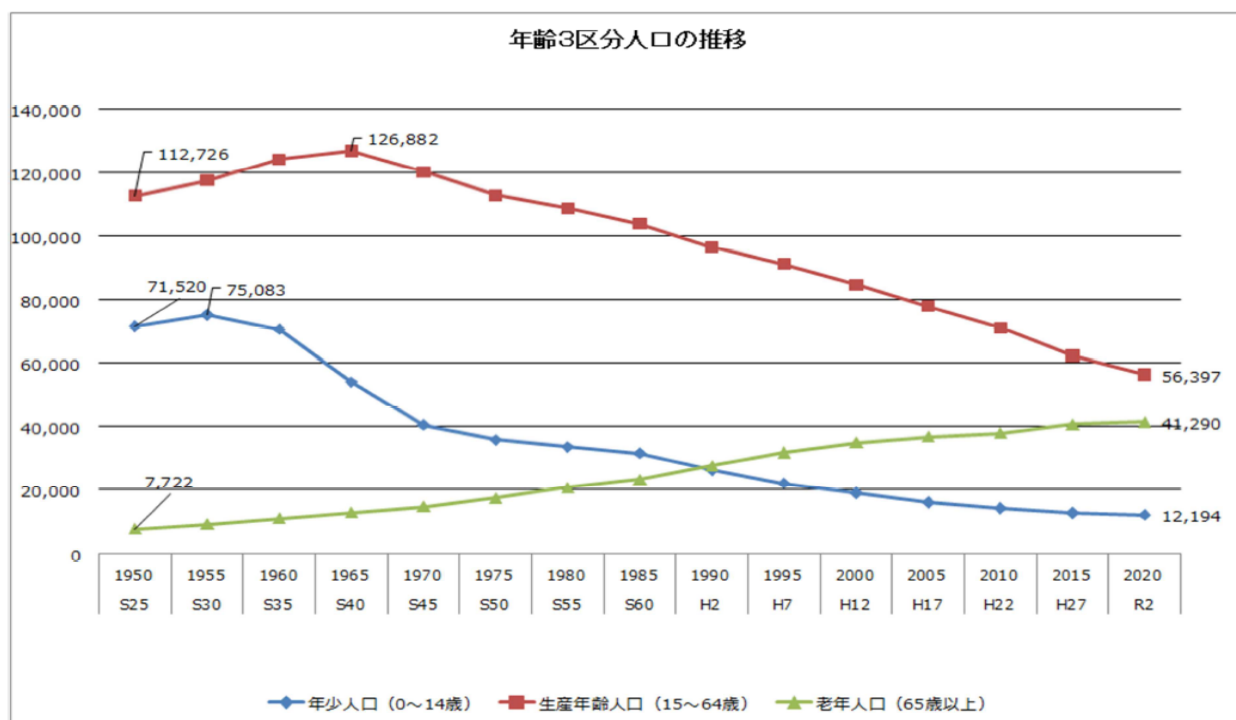
第2章

大牟田市の現状と課題

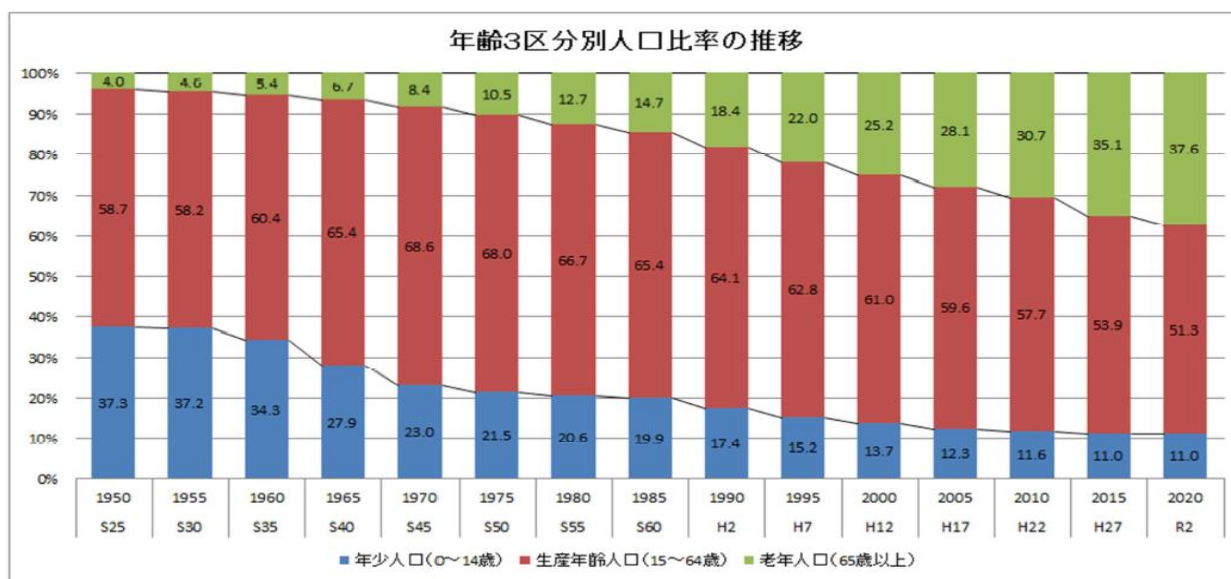
1 大牟田市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は年々減少しており、生産年齢人口の流出と老年人口の増加に伴い、本市の高齢化率は上昇する一方で、年少人口は減少しています。



【出典】総務省「国勢調査」



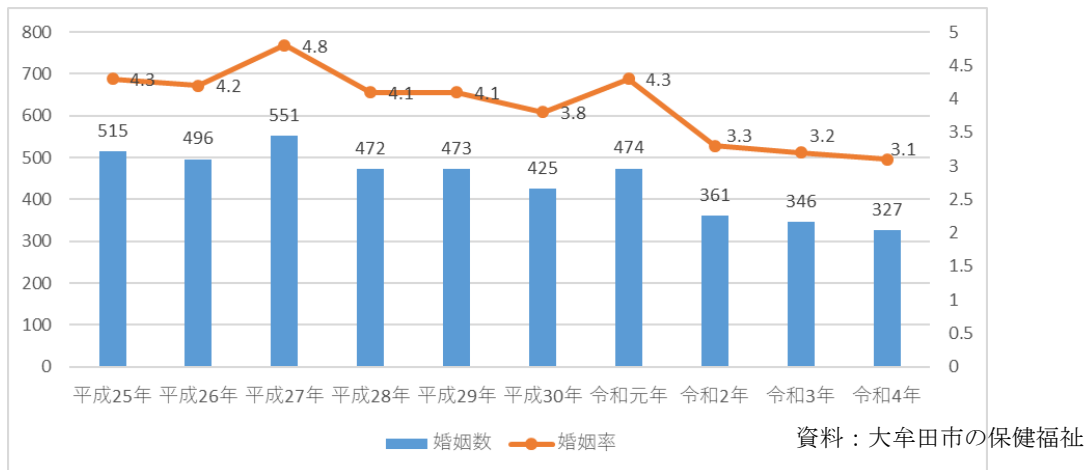
【出典】総務省「国勢調査」

資料：第3期大牟田市まち・ひと・しごと総合戦略 資料編

(2) 婚姻・出生の状況

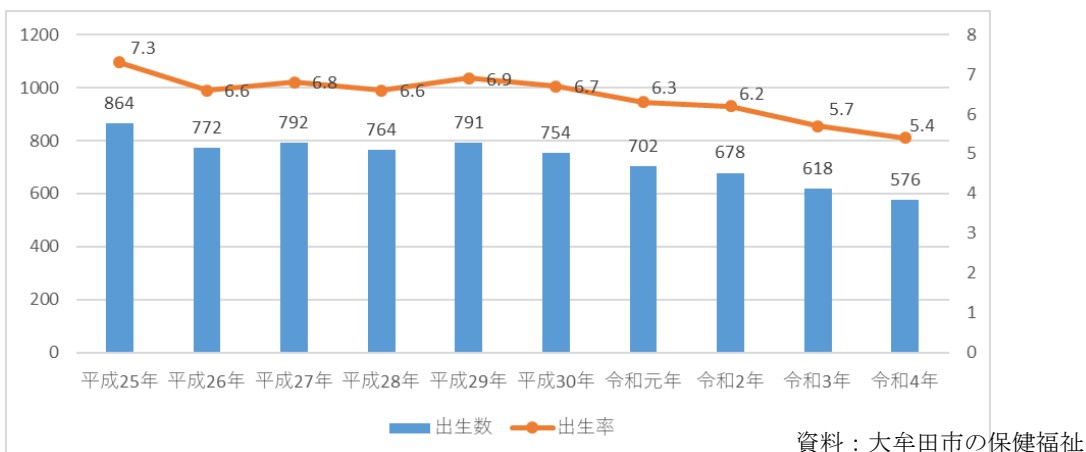
① 婚姻数・婚姻率の推移

本市の婚姻数・婚姻率は、ともに新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年度以降に減少しています。



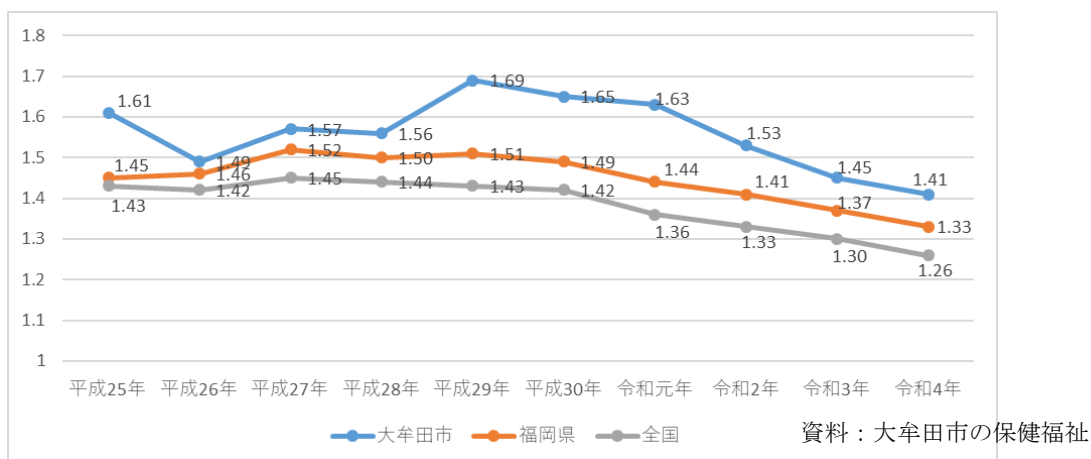
② 出生数・出生率の推移

本市の出生数・出生率は、ともに令和元年度に減少し、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年度以降さらに減少しています。



③ 合計特殊出生率の推移

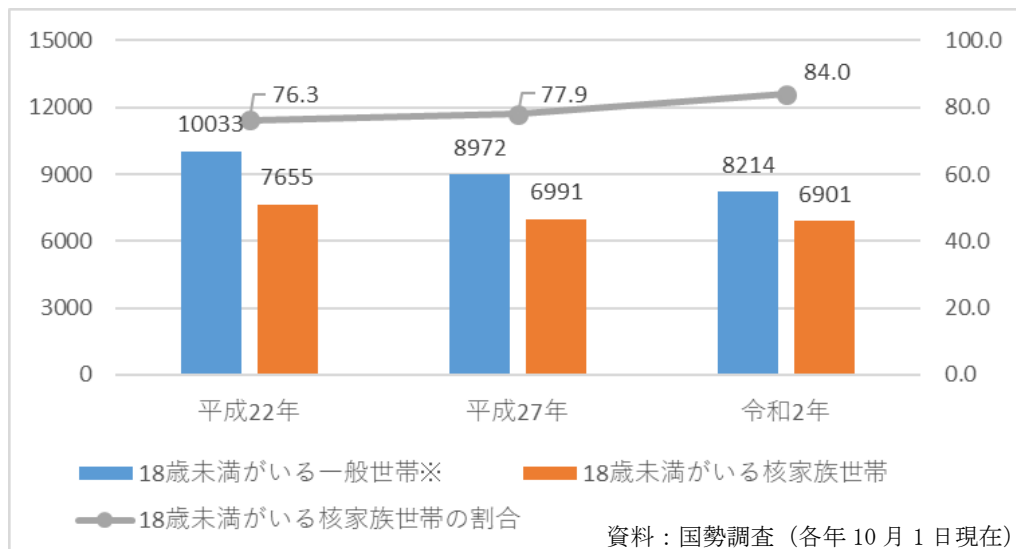
本市の合計特殊出生率は近年右肩下がりで推移しており、令和4年で1.41となっているものの、全国・県と比較すると高い値となっています。



(3) 世帯・就業等の状況

① 18歳未満のこどもがいる世帯の推移

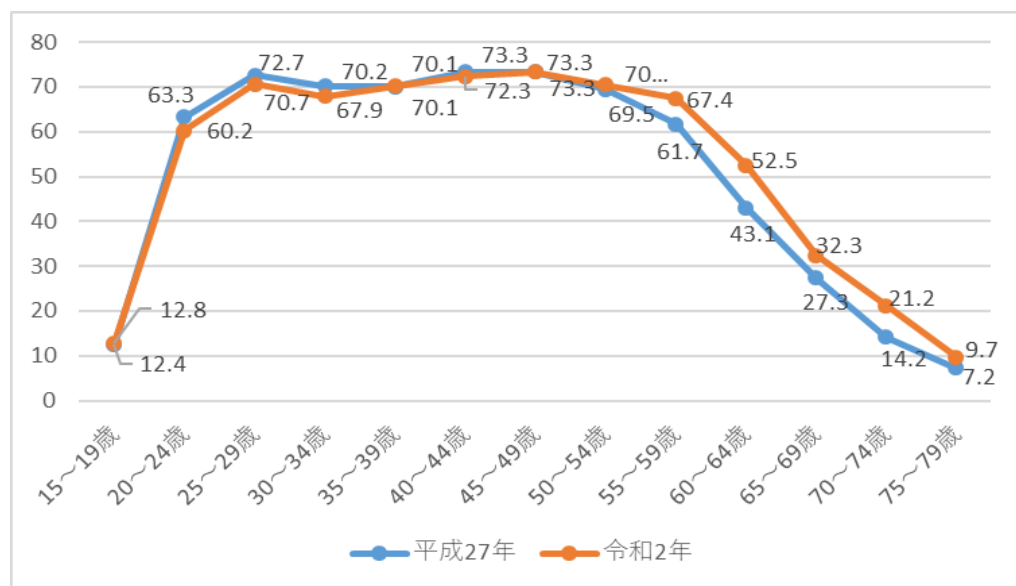
本市の18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



- ※ア 住居と生計を共にしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

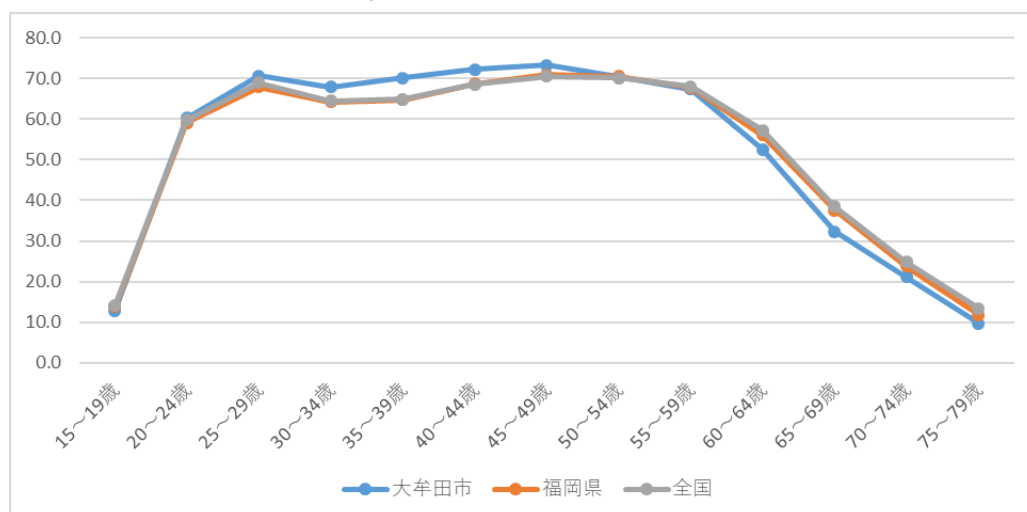
② 女性の年齢別就業率の推移

本市の令和2年の女性の年齢別就業率は、平成27年の調査と比較すると、44歳までは低くなっており、45歳以上は高くなっています。また、結婚や出産を機に一旦離職すること等によるM字カーブは、平成27年の調査と同様にくぼみは小さくなっています。



③ 女性の年齢別就業率（国・県との比較）

本市の令和 2 年の女性の年齢別就業率を全国や福岡県と比較すると、20～49 歳では本市の方が高くなっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

④ 育児休業の取得率の推移

全国の企業・事業所における育児休業の取得率は、女性が 80% 台、男性は増加傾向となっています。

また、全国の市区町村においては、女性職員はほぼ 100%、男性職員は増加傾向となっており、本市も同様の状況となっています。なお、本市では育児休業とあわせて、男性職員が子育て目的で取得できる特別休暇として「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」があり、育児休業と同様に取得率は増加傾向となっています。

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全国の企業・事業所	男性社員・職員	7.5%	12.7%	14.0%	17.1%	30.1%
	女性社員・職員	83.0%	81.6%	85.1%	80.2%	84.1%
全国の市区町村	男性職員	11.8%	16.6%	24.2%	36.4%	51.6%
	女性職員	99.0%	99.4%	99.4%	99.9%	100.1%
大牟田市	男性職員	0%	0%	0%	10.5%	20.0%
	女性職員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大牟田市における男性の子育て目的の特別休暇取得率		76.3%	76.6%	80.7%	100.0%	94.1%

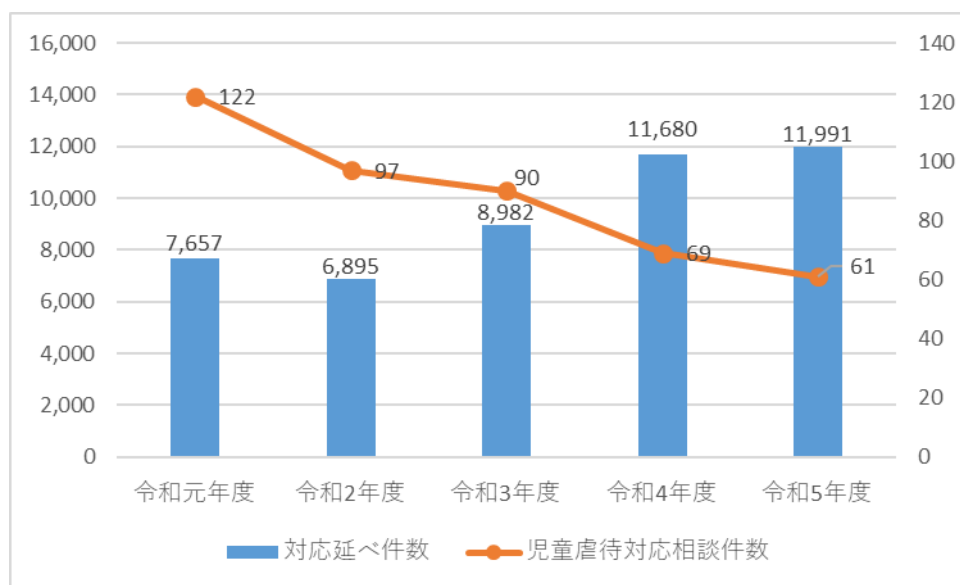
※育児休業取得率：年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数に占める育児休業取得者数の割合
資料：地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果、雇用均等基本調査（厚労省）

(4) 子ども家庭相談等の状況

① 子ども家庭相談の対応延べ件数及び児童虐待相談件数の推移

本市の子ども家庭相談における対応延べ件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した影響を受けて一時減少しましたが、令和4年度からは社会福祉士を配置して相談体制の強化を図ったことで、増加傾向にあります。

一方で、児童虐待相談件数については、体制強化を図るとともに母子保健と連携し、課題や不安を抱える世帯と早い段階から関わりを持つ取組を推進したことで、減少傾向にあります。



資料：大牟田市の保健福祉

② 児童発達支援等の利用者数の推移

児童発達支援は就学前、放課後等デイサービスは就学中のこどもに対して発達支援を行うものです。本市のこれらの利用者数は、いずれも増加傾向にあります。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	38	55	64	80	93
放課後等デイサービス	127	144	186	215	253

資料：大牟田市福祉課

(5) 教育等の状況

① 教育相談の推移

本市では教育相談室に、教育相談員、ひきこもり児童生徒訪問指導員を配置し、スクールソーシャルワーカー（SSW）※を含めた 3 者で連携を図りながら問題の早期解決に取り組んでいます。また、令和 5 年度からは特別支援教育巡回指導員※も配置し、小学校の特別支援教育に関して様々な助言等を行っており、相談件数は増加傾向にあります。

（単位：件）

相談の内容	相談件数（延べ）				
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
学業等	2	2	6	0	23
不登校	1,783	1,430	1,762	1,785	1,941
いじめ	0	0	1	3	1
その他の学校生活	0	1	0	2	66
性格・行動	32	29	22	58	117
その他	10	1	7	17	8
合 計	1,827	1,463	1,798	1,865	2,156
SSW による 相談対応件数	481	340	308	399	547

資料：大牟田の教育

※ スクールソーシャルワーカー（SSW）とは、社会福祉の専門的知識・技術を活用して、問題を抱える児童生徒とその保護者への支援を行う者。

※ 特別支援教育巡回指導員とは、学校を巡回して、特別支援教育の視点から支援が必要な子どもへの支援や、指導の仕方などの教員に対する助言等を行う者。

② 支援が必要な小・中学校の児童生徒の推移

発達障害等により学校生活における介助や学習活動上のサポートなどの支援が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育支援員※を増員し対応しています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全児童生徒数		7,715	7,749	7,704	7,530	7,447
要支援と判断	児童生徒数	128	154	181	219	258
	出現率※	1.66%	1.99%	2.35%	2.91%	3.46%
特別支援教育支援員数		52	55	65	72	90

資料：大牟田の教育

※ 特別支援教育支援員とは、食事・排泄・教室移動の補助といった学校における日常生活上での介助や学習支援、安全確保などの学習活動上の支援を行う者。支援が必要なこどもに対して個別に配置。

※ 出現率は、全児童生徒数(A)に対する該当児童生徒数(B)の割合 $(B/A \times 100)$ 。

③ 社会教育に対するニーズ

本市が少子・高齢化社会において、学校教育以外の社会教育分野で特に力を入れるべき取組は、「家庭教育の支援」が最も高く、次に「若者支援」、「少年教育」となっています。

問17 少子・高齢化が進む中で行政が特に力を入れて進めるべきこと

	今回(R4年)		前回(H30年)	
	度数(人)	%	度数(人)	%
家庭教育の支援(子育て講座の充実、子育てに関する情報提供など)	179	47.9	220	52.8
少年教育(子どもの体験活動、読書活動の充実など)	114	30.5	154	36.9
若者支援(若者の社会参加の促進など)★1	152	40.6	104	24.9
成人教育(各種講座・教室の充実、まなび直し、スキルアップ、学習情報の提供など)	105	28.1	110	26.4
スポーツ(スポーツ事業の充実、スポーツ大会の奨励など)	75	20.1	100	24.0
文化芸術(文化芸術事業の充実など)	33	8.8	66	15.8
人権・男女共同参画(人権教育・啓発活動、男女共同参画の機会の充実など)★2	32	8.6	38	9.1
共生社会の実現(障がい者・外国人のまなぶ機会の提供など)★3	42	11.2	58	13.9
ICTの活用(行政DXなど)★4	36	9.6	-	-
その他	12	3.2	12	2.9
無回答	44	11.8	51	12.2
回答者数	374		417	

※「★1」: 前回調査の選択肢は「少年教育(子どもの体験活動、読書活動の充実など)」

※「★2」: 前回調査の選択肢は「人権(人権教育・啓発活動など) 人権(人権教育・啓発活動など)」

※「★3」: 前回調査の選択肢は「多文化共生(国際交流など) 多文化共生(国際交流など)」

※「★4」: 前回調査ではなし

資料：大牟田市社会教育・生涯学習基礎調査研究～令和5年度調査研究報告書～

2 児童人口の推計

令和2年～6年の1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、令和7～11年の児童人口を推計しました。推計結果によると、概ね就学前児童に相当する0～5歳児は令和7年の3,539人から令和11年には3,055人となり、484人減少、概ね小学生児童に相当する6～11歳児は令和7年の4,701人から令和11年には3,946人となり、755人減少すると予測されます。

＜推計方法の詳細＞

- ① 令和2年から6年の5年間における4月1日時点の大牟田市住民基本台帳年齢別人口をもとに、年齢別変化率平均を算出し、コーホート変化率法※で推計。
- ② 0歳人口を算出するための出生率は、出生率の低下が続いていることを考慮し、数年の平均ではなく取得可能な直近の令和4年の実績を使用。

※ 同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

◆ 就学前児童・小学生児童の人口の実績及び推計 ◆

（単位：人）

	実 績					推 計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	698	628	604	553	532	518	503	490	480	471
1歳	737	710	638	605	553	543	527	513	501	490
2歳	810	755	706	632	614	557	546	533	520	507
3歳	781	810	762	698	622	613	556	542	532	519
4歳	786	778	798	747	696	614	603	555	539	529
5歳	812	789	779	799	736	694	614	604	554	539
0～5歳 (就学前児童)	4,624	4,470	4,287	4,034	3,753	3,539	3,349	3,237	3,126	3,055
6歳	834	813	780	777	780	729	683	610	600	550
7歳	877	833	808	786	772	782	728	687	611	600
8歳	852	871	833	811	776	766	777	726	683	612
9歳	958	853	860	843	809	775	761	775	726	686
10歳	914	961	852	865	837	810	774	762	774	727
11歳	894	907	963	856	863	839	808	770	762	771
6～11歳 (小学生児童)	5,329	5,238	5,096	4,938	4,837	4,701	4,531	4,330	4,156	3,946

3 第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の振り返り

(1) 自己評価

第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の計画期間においては、世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与え、本計画に記載している多くの取組にも影響が出ました。

参加者数を調整したり、非接触・非対面の手法を取り入れたりするなど、感染防止対策を工夫しながら各施策に基づく取組を実施したものの、事業によっては十分に取組むことができない状況もありました。そのような中であっても、全体としては概ね計画に基づく取組の推進ができていたものと考えます。

教育・保育	・待機児童は発生しておらず、全ての利用希望者が利用できている。 ・1号認定(幼稚園に通う満3歳以上児)の減少傾向が続いており、共働きで働く家庭が引き続き増加している状況が伺える。 ・十分な保育の質・量を提供するためには、保育士の人材確保が重要であるため、保育士等人材バンク事業に取り組み、18人がマッチング。
地域子ども・子育て支援事業	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、子育て短期支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、つどいの広場など、事業を休止・中止したものもあったが、感染防止対策を行い、安心安全なサービス提供に努めた。 ・子育て短期支援事業では、令和5年12月から新たな委託先を増やしたことで受け入れ状況は改善。 ・放課後児童健全育成事業では、待機児童解消に向けて、施設整備を進めるとともに、定員に余裕がある校区の学童保育所に送迎する校区外送迎事業や、2年間のモデル事業として認定こども園等による夏休みの児童預かり事業を実施。さらに、令和5年度から学童保育の預かり時間を午後6時までから午後7時までに延長し、午後6時半を超えて開所する施設を対象とした処遇改善事業に取り組んだ。 ・病児・病後児保育事業では、市が委託する病児・病後児保育施設のほかに、市内の企業主導型病児・病後児保育事業の利用も可能となり、受入れ枠が拡大。福岡県の病児保育利用料無償化事業に伴い、令和5年4月から県内居住者の利用料が無償化されたことにより、利用者数は大きく増加。
その他	・令和5年1月からは、国の出産・子育て応援交付金事業に基づき、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に行う事業に取り組んでいる。そうした中、医療機関において産婦の心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業の利用者数は年々増加傾向。 ・このほか、妊婦歯科健診や新生児聴覚検査費助成事業、産婦健診などの新たな母子保健事業も開始。 ・令和4年度から、子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、体制の強化を図るとともに関係機関と連携し相談支援の充実にも取り組んだ。 ・令和5年度から、ひとり親家庭の自立支援として、養育費に関する公正証書等の作成費用の一部を支援する事業を実施。 ・令和6年4月にこども家庭センターを設置し、包括的な相談体制を強化。 ・令和7年1月から、子ども医療費の助成額を拡充。 ・児童手当について、令和6年10月分から所得制限の撤廃や支給対象年齢の延長、第3子以降の手当額の増額、支給月の変更等の拡充が行われたことにより、対象者へ周知を図るとともに対応を行った。

(2) 子ども・子育て会議からの主な意見

第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画を推進するにあたっては、毎年度の実施状況を点検・評価し、子ども・子育て会議から意見をいただいています。

保育人材の確保	・保育士等人材バンク事業について、もっとPRを行いマッチングができるようにしてもらいたい。学童保育所の整備を行っても、学童保育所に勤める職員がいなければ意味がないので、職員確保の支援をしてもらいたい。 ・保育士体験イベントに加えて現場実習も行うことができれば、求職者・事業者双方にメリットがあっていいのではないかな。 ・保育士等人材バンク事業以外にも、新卒の学生や潜在保育士を対象として保育所・認定こども園・幼稚園の就職説明会を行うなど、人材確保に向けた取組を考えてもらいたい。 ・各施設で十分な保育が行えるよう、保育人材の確保については更なる努力をしてもらいたい。
教育・保育施設の利用定員	・新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した影響で少子化が加速しており、地域によっては教育・保育施設の入所者が減っているところもある。大牟田には保育所・認定こども園・幼稚園がそれぞれあり、施設を選べる環境にあるが、そういう環境を維持していくためには、利用定員の見直しも必要ではないかな。
学童保育の充実	・高学年になると定員の関係で利用できなくなったり、学童施設がない校区もあったりする。今後、学童保育の更なる充実を図ってもらいたい。 ・待機児童が発生している中でも、学童保育所のない校区においては、送迎事業はあるものの違う校区に行かなければならない煩雑さを理由に利用の辞退や、高学年の児童が利用したくても利用できないケースがある。 ・現在取り組んでいる待機児童対策において、潜在的なニーズにも対応してもらいたい。
こどもの居場所づくり	・こどもたちの放課後をより豊かにするためには、国の新・放課後子ども総合プランで放課後こども教室が推進されているように、こどもの居場所づくりも必要ではないかな。 ・児童館や児童センターのような場所がなぜ大牟田にはないのか。身近に、こどもたちの足で行くことができ、こどもたちが十分に交流できる場所を確保してもらいたい。そういうところがあって、地域住民がしっかり見守ってくれるような状態ができれば、安心してこどもを産み育てられるまちになるのではないかな。
こども・子育ての情報発信	・大牟田市公式LINEの登録促進を繰り返し行ってもらい、情報発信に努めてもらいたい。保護者に市が実施している事業が伝わっていない。保護者に市の事業がうまく伝わるような工夫をしてもらいたい。 ・LINEだけでなく、InstagramやXなど、市のアカウントを登録やフォローしなくても、関心が高い情報として表示されるような別のツールの活用を検討してほしい。

4 基礎調査結果からみえる現状

就学前児童の保護者、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者、若者を対象としたWEBアンケート調査を実施し、その対象者及び家族の生活実態や結婚や子をもつ希望、子育てに係るニーズの把握を行いました。

< 調査方法 >

調査対象	調査方法	対象者数	調査項目
就学前児童 保護者	案内文を郵送し、 web フォームで 回答	令和6年4月1日時点 で5歳以下の子がいる 世帯全て 2,833人	保護者の就労状況、 子育て支援事業等の利用状況、 子育て情報の入手先、 有効な子育て支援策、 次の子をもつ希望、 一時預かり事業の利用状況 など
小学5年生、 中学2年生	学校を通じて 案内文を配布し、 web フォームで 回答	小学5年生 約850人 中学2年生 約900人	食事・睡眠の状況、生活満足度、 インターネットの利用状況、 悩みや相談先、自分の居場所、 ヤングケアラー、 子どもの権利に関すること など
小学5年生、 中学2年生 の保護者	学校を通じて 案内文を配布し、 web フォームで 回答	小学5年生の保護者 約850人 中学2年生の保護者 約900人	就労状況、こどもとの関わり方、 教育、こどもの体験活動、 子育て情報の入手先、 有効な子育て支援策 など
若者	①案内文を郵送 ②学校を通じて web フォームで 回答	①市内在住 15～39 歳 の市民 無作為抽出2,000人 ②市内の高校に通う 高校生 約3,900人	職業、自分の居場所、 学校（仕事）以外の活動、 職業についての考え方、 結婚や子をもつ希望、 ヤングケアラー など

< 調査期間 >

令和6年7月1日から令和6年7月22日

< 回答状況 >

調査対象	配布数	回答数	回答率
就学前児童保護者	2,833人	1,127件	39.8%
小学5年生、中学2年生	約1,750人	881件	約50.3%
小学5年生、中学2年生の保護者	約1,750人	319件	約18.2%
若者	約5,900人	1,749件	約29.6%

(1) 子育て家庭やこどもの生活状況

主に子育てを行っているのは「父母ともに」が、就学前児童がいる世帯で **60.9%** と前回（平成 30 年度）の調査結果（**53.7%**）より高くなっており、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯でも **62.1%** となっています。

また、回答者は、就学前児童がいる世帯と小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯ともに母が約 9 割であり、回答者の就業状況で『就労していない』※割合が、就学前児童がいる世帯で **20.1%** と前回（平成 30 年度）の調査結果（**25.6%**）より低くなっており、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯では **11.2%** となっています。

一方、今回初めての調査となった世帯の年間収入（給与の総支給額）は、各世帯とも 300 万円未満の世帯が全体の 1 割を超えています。

加えて、直近 1 年でおこった経済的理由による出来事について、「貯金がなくなった」と答えた世帯が、就学前児童がいる世帯で **24.2%**、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯で **15.4%** となっています。

① 子育て家庭

	就学前児童がいる世帯	小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯
こどもの数 （高校生まで）	「1 人」：21.9%、「2 人」：28.0% 「3 人以上」：23.3%	「1 人」：10.7%、「2 人」：24.1% 「3 人以上」：21.3%
有配偶率	91.5%	86.8%
アンケートの 回答者	「母」：87.0% 「父」：12.8%	「母」：89.0% 「父」：10.7%
子育てを主に 行っている者	「父母ともに」：60.9% 「主に母親」：37.8%	「父母ともに」：62.1% 「主に母親」：34.8%
回答者の 就労状況	「専業主婦／主夫」：13.5% 「無職」：0.6%	「専業主婦／主夫」：10.3% 「無職」：0.9%
世帯全体の 年間収入	「200～300 万円未満」：7.0% 「200 万円未満」：5.4%	「200～300 万円未満」：5.3% 「200 万円未満」：8.2%
経済的理由に よる出来事	「貯金がなくなった」：24.2% 「医療機関の受診を控えた」：16.5% 「あてはまるものはない」：52.5%	「貯金がなくなった」：15.4% 「医療機関の受診を控えた」：8.2% 「あてはまるものはない」：67.1%

※ 『就労していない』…「専業主婦／主夫」「無職」の合計

② こども（小学 5 年生又は中学 2 年生）

食事の状況	＜週に 3 日以上食事をしていない割合＞ 「夕食」：1.3%、「学校が休みの時の昼食」：6.6% ⇒食べない理由…「用意されていないから」：9.5%
インターネット が使える機械の 所有状況	「自分専用で持っている」：77.7% 「家族で同じものを使っている」：13.8% 「持っていない」：7.5%

(2) 子育てに係る支援の利用状況など

未就園児の預かりサービス「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター」と「つどいの広場」の利用実績については、過去の調査結果（一時預かり事業 2.4%、ファミリー・サポート・センター1.0%、つどいの広場 9.1%）より、いずれも高くなっています。

また、子育てに有効な支援・対策については、就学前児童がいる世帯で「経済的負担の軽減」が 83.5%と前回（平成 30 年度）の調査結果（58.4%）より大幅に増えており、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯でも 72.1%となっています。なお、就学前児童がいる世帯における上位 3 つの項目は前回と同様の結果となっています。

	就学前児童がいる世帯	小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯
未就園児の 預かりサービス	保育所や幼稚園等に通園している 割合：81.7% ＜未就園児がいる世帯のうち、預かり サービスを利用したことがある割合＞ 「一時預かり事業」：4.4% 「ファミリー・サポート・センター」：6.7%	
つどいの広場	＜利用したことがある割合＞ 42.1%	
子育てに関する 相談先	「祖父母等の親族」：77.4% 「友人や知人、近所の人」：56.9% 「保育士・幼稚園教諭」：37.8%	「祖父母等の親族」：64.6% 「友人や知人、近所の人」：55.2% 「学校の先生」：13.2%
子育て情報の 入手方法	「友人や知人、近所の人」：64.2% 「インターネット（SNS 含む）」：62.2% 「保育所・認定こども園・幼稚園・学校」：58.4%	「友人や知人、近所の人」：67.4% 「インターネット（SNS 含む）」：47.0% 「親族」：35.4%
子育てに有効な 支援・対策	「経済的負担の軽減」：83.5% 「仕事と子育てが両立しやすい 職場環境づくりの促進」：28.7% 「安心して遊べる場の整備」：27.3% 「保育・幼児教育サービスの充実」：25.2%	「経済的負担の軽減」：72.1% 「小中学期における 教育環境の充実」：37.6% 「安心して遊べる場の整備」：24.1% 「仕事と子育てが両立しやすい 職場環境づくりの促進」：18.8%

(3) こども・若者の困りごとなど

① こども・若者の相談先や居場所など

悩みや困りごとの相談方法は、小学5年生又は中学2年生では対面、若者ではSNSやメールなどの非対面が支持されています。

また、保護者がこどもに参加させたい活動は、いずれにおいても「スポーツ活動」が1位、「ものづくりなど体験学習活動」、「仕事・職業体験」が上位3つに入っています。

	小学5年生又は中学2年生	若者（15～39歳）
悩みや困りごとの相談相手	「親（保護者）」：69.8% 「学校の友だち」：57.7% 「学校の先生（保健室の先生以外）」：27.5%	＜家族や知り合い以外に相談する場合、どのような人や場所・方法が良いか＞ 「同じ悩みを持っている人」：44.1% 「同世代の人」：40.5% 「同性の人」：19.0% 「匿名で相談できる」：18.3% 「SNSやメールなどで相談できる」：14.9%
悩みや困りごとの相談方法	「直接会って」：67.1% 「電話」：19.4% 「SNS（LINE、X）など」：16.9%	
居場所	「自分の家（部屋以外）」：65.1% 「自分の部屋」：52.7% 「学校」：20.2%	「自分の部屋」：72.0% 「自分の家（部屋以外）」：56.0% 「インターネット空間」：12.8%
	就学前児童がいる世帯	小学5年生又は中学2年生がいる世帯
こどもに参加させたい活動	「スポーツ活動」：68.0% 「ものづくりなど体験学習活動」：40.0% 「仕事・職業体験」：35.8%	「スポーツ活動」：56.7% 「仕事・職業体験」：47.0% 「ものづくりなど体験学習活動」：39.2%

② ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知度は、小学5年生又は中学2年生より若者の方が高くなっており、小学5年生又は中学2年生の70.1%がヤングケアラーという言葉を知ったことはないとしています。

	小学5年生又は中学2年生	若者（15～39歳）
お世話の有無	＜お世話をしている家族がいるか＞ 週に3日以上、1日に3時間以上、自分が中心となってお世話をしている家族（犬や猫は除く）がいる割合：1.3%	＜ケアラー若しくはケアラーだったか＞ 「現在、ヤングケアラーもしくは若者ケアラーである」：4.2% 「かつてはそうであったが、今はそうではない」：3.6%
ヤングケアラーの認知度	「内容も知っている」：11.8% 「聞いたことはあるが、よく知らない」：15.5% 「聞いたことはない」：70.1%	「内容も知っている」：34.0% 「聞いたことはあるが、よく知らない」：20.2% 「聞いたことはない」：45.3%

(4) 結婚や子をもつ希望

出会いのキッカケは、「職場、学校」「友人・知人からの紹介」に次いで、「マッチングアプリやインターネット空間」が高くなっています。

また、今後、子をもつことにあたっての悩みや不安については、就学前児童がいる世帯では『経済的負担』※が高く、若者では「結婚相手に出会えるか不安」が 42.5% と最も高く、次いで『経済的負担』※となっています。

	就学前児童がいる世帯	若者（15～39 歳）
結婚の希望		「結婚したいと思う」：57.9% 「結婚したいと思わない」：12.9% 「わからない」：28.0%
出会いのキッカケ	「職場、学校」：36.5% 「友人・知人からの紹介」：32.6% 「マッチングアプリやインターネット空間」：7.5%	結婚歴あり：5.2% ＜出会いのキッカケ＞ 「職場、学校」：37.4% 「友人・知人からの紹介」：23.1% 「マッチングアプリやインターネット空間」：17.6%
結婚の決め手や重視したいこと	「相手の自分への愛情」：43.6% 「価値観が似ていること」：39.3% 「自分の相手への愛情」：29.2% ※「お互いの相性」は選択肢になし。	「お互いの相性」：63.3% 「相手の自分への愛情」：59.0% 「価値観が似ていること」：36.3% 「自分の相手への愛情」：27.3%
子をもつ希望	＜次の子が欲しいと思うか＞ 「思う」：35.8% 「思わない」：42.1% 「わからない」：20.9%	＜将来的に子が欲しいと思うか＞ 「思う」：53.7% 「思わない」：14.9% 「わからない」：30.5%
子をもつにあたっての悩みや不安	＜次の子をもうけるにあたっての悩みや不安＞ 「育児・教育に係る経済的負担」：55.4% 「妊娠・出産に係る経済的負担」：44.6% 「上の子がいながら育てるのが不安」：39.9%	「結婚相手に出会えるか不安」：42.5% 「育児・教育に係る経済的負担」：29.9% 「妊娠・出産に係る経済的負担」：24.5%

※ 『経済的負担』…「育児・教育に係る経済的負担」「妊娠・出産に係る経済的負担」の合計

(5) 本市の印象や定住意向

「子育てしやすいと思うか」については、就学前児童がいる世帯で **40.4%** と前回(平成 30 年度)の調査結果 (**56.8%**) より低くなっており、小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯でも **51.1%** となっています。一方、若者では **63.7%** となっています。

なお、「子育てしやすいと思わない理由」については、いずれにおいても「こどもの遊び場・居場所が少ない」が上位 3 つに入っています。また、就学前児童がいる世帯と小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯では「自治体の子育て支援策が少ない」が高くなっており、若者では「治安が悪い」が高くなっていきます。

① 子育て家庭

	就学前児童がいる世帯	小学 5 年生又は中学 2 年生がいる世帯
市応援条例の認知度	22.4%	24.8%
子どもの権利の認知度	60.1%	64.6%
本市の評価 「子育てしやすさ」	『そう思う』※：40.4% 『そう思わない』※：59.0% <子育てしやすいと思う理由> 「保育所等が充実している」：60.0% 「医療機関が充実している」：30.1% 「商業施設が充実している」：14.5% <子育てしやすいと思わない理由> 「自治体の子育て支援策が少ない」：49.5% 「こどもの遊び場・居場所が少ない」：48.1% 「商業施設が充実していない」：19.8%	『そう思う』※：51.1% 『そう思わない』※：48.6% <子育てしやすいと思う理由> 「保育所等が充実している」：35.6% 「医療機関が充実している」：28.8% 「こどもの習い事や活動場所がある」：17.2% <子育てしやすいと思わない理由> 「こどもの遊び場・居場所が少ない」：36.1% 「自治体の子育て支援策が少ない」：34.2% 「道路や公共施設内等が歩きにくい」：23.9%
定住意向	『そう思う』※：61.2% 『そう思わない』※：25.6% 「わからない」：12.5%	『そう思う』※：63.3% 『そう思わない』※：19.8% 「わからない」：16.3%

※ 『そう思う』…「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計、
『そう思わない』…「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計

② こども（小学5年生又は中学2年生）、若者（15～39歳）

	小学5年生又は中学2年生	若者（15～39歳）
市応援条例の認知度	13.3%	10.1%
子どもの権利の認知度	60.4%	66.4%
大人への意見の伝え方	<大人に対して意見や伝えたいことがある時、どんな方法が伝えやすいか> 「直接伝える、話す」：38.2% 「アンケート」：22.8% 「SNS やメール」：18.7% 「わからない」：29.1%	<こどもや若者の声を聴くにあたって、どんな方法なら参加したいと思うか> 「直接伝える、話す」：11.4% 「アンケート」：41.1% 「SNS やメール」：36.6% 「わからない」：22.8%
本市の評価 「子育てしやすさ」		『そう思う』※：63.7% 『そう思わない』※：35.2% <子育てしやすいと思う理由> 「保育所等が充実している」：36.9% 「こどもの習い事や活動場所がある」：19.0% 「医療機関が充実している」：16.8% <子育てしやすいと思わない理由> 「治安が悪い」：45.1% 「こどもの遊び場・居場所が少ない」：25.5% 「商業施設が充実していない」：18.8%
定住意向	『そう思う』※：62.3% 『そう思わない』※：19.2% 「わからない」：17.6%	『そう思う』※：33.7% 『そう思わない』※：37.1% 「わからない」：28.0%

※ 『そう思う』…「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計、
『そう思わない』…「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計

5 今後の本市におけるこども施策の課題

本市ではこれまで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や無償化、地域のこども・子育て支援の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進、児童虐待防止対策の強化など、国における総合的なこども・子育て支援の取組の推進と合わせて、様々な支援策に取り組んできました。

今般、こども基本法に基づく「こども大綱」、そして、具体的な取組の一元的なアクションプランが決定されました。そこで、これらの国の動向において示されたこども施策に関する重要事項を踏まえ、本市の状況や基礎調査結果からみえる現状をもとに、以下の5つの視点で主な課題を整理しました。

(1) 子育て支援の充実

核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備が喫緊の課題であり、妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や、サービスの情報や助言が子育て家庭に伝わり理解されるように支援の充実を図ることが重要となっています。

そうしたことから、国においては、親の育児負担の軽減や孤独感の解消に繋げること等を目的とする「こども誰でも通園制度」の本格実施や「こども家庭センター」の設置などを推進しています。本市においても、18歳未満のこどもがいる世帯の核家族化が進行しているとともに、子育てに関する相談対応も増加していることから、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもの包括的な相談支援体制の充実などに、引き続き対応していく必要があります。

また、本市の女性就業率は国・県よりも高く、保護者の就労率も増加傾向にあるなど、共働き家庭が増加していることから、働きながら子育てしやすい環境づくりや子育てへの身体的・精神的負担軽減に向けたレスパイト支援が必要となっています。

あわせて、子育てを主に行う者として「父母ともに」の回答率や男性の育児休業等の取得率が増加傾向にあるものの、調査回答者の約9割は「母」であり、育児休業取得率も女性とは大きく差があることから、依然として子育てに係る負担が女性に偏っている状況が伺えます。そのため、安心して仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりの促進や、学童保育における待機児童解消に向けた取組が重要な課題となっています。

さらに、子育て家庭の定住意向の向上や「子育てしやすいまち」と思われるためには、経済的負担の軽減やこどもの遊び場・居場所の確保に向けた取組などの子育て支援策の充実が求められている一方、市の取組が伝わっていないという意見があることから、子育て支援策の充実と合わせて、こども・子育てに係る情報発信を強化していく取組が必要となっています。

（２）良好な成育環境の確保

国では、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図るために、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行っていくこととされています。

本市では、児童虐待対応相談件数は減少しているものの、子ども家庭相談対応の延べ件数は令和２年度以降、増加傾向にあります。あわせて、就学前児童や小中学生のいる世帯の１割以上が「ひとり親世帯」や「世帯年収が３００万円未満」と回答しているとともに、夕食や学校が休みの時の昼食を週に３日以上食べていないこどももいるなど、こどもの置かれている状況は深刻なものとなっています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用者が増えるなど、支援が必要な児童生徒は増加傾向にあります。発達障害のあるこどもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、特に乳幼児期に適切な支援を受けることで、情緒不安や不適応行動等の二次障害への防止にも繋がることから、障害児への対応とあわせて、発達が気になるこどもに対する早い段階での相談や支援を進める必要があります。

さらに、国がヤングケアラーを各種支援に努めるべき対象と定め、本市においても支援体制の構築が求められています。しかしながら、本市におけるヤングケアラーの認知度は、小中学生で約４人に１人、若者で約半数となっており、まだ、十分認知されていない状況となっています。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・こどもの貧困対策、障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 など <その他> ・ひとり親家庭の相対的貧困率 50.8%、母子世帯の 80%以上が就業しているが、非正規の平均年間就労収入は約 133 万円（内閣府男女共同参画局） ・貧困線※は単身者約 124 万円、２人世帯約 175 万円、３人世帯約 215 万円、４人世帯約 248 万円（厚生労働省 2018 年公表） ・児童発達支援センターの機能強化等により、地域における障害児の支援体制強化とインクルージョンを推進 ・子ども・若者育成推進法の改正により、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記
本市の状況	・子ども家庭相談の対応延べ件数や児童発達支援等が増加傾向 ・発達障害等により、支援が必要な児童生徒が増加傾向
基礎調査	・有配偶率は、就学前児童の保護者で 91.5%、小中学生の保護者で 86.8% ・世帯全体の年間収入における「300 万円未満の割合」が就学前児童の保護者で 12.4%、小中学生の保護者で 13.5% ・小学５年生と中学２年生において、週に３日以上食事をしていない割合が「夕食」で 1.3%、「学校が休みの時の昼食」で 6.6% <ヤングケアラー> ・小中学生で週３日以上、１日に３時間以上、家族（犬や猫等は除く）のお世話をしていると回答した割合は 1.3% ・ヤングケアラーの認知度は、「内容も知っている」が小中学生で 11.8%、若者で 34.0%、「聞いたことはある」が小中学生で 15.5%、若者で 20.2% ・若者におけるヤングケアラーの経験は、「現在もケアラーである」が 4.2%、「かつてそうであったが、今はそうでない」が 3.6%

※世帯員数の差を調整した手取り収入の中央値の半額。年収 300 万円で手取り収入は約 237 万円

(3) 教育・保育の充実

① 幼児教育・保育

共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、本市の保育所、認定こども園、幼稚園においては待機児童ゼロを維持しており、安心して幼児教育・保育を受けられる環境が整っています。一方で、国において保育士の配置基準の見直しが進められる中、保育人材の確保が一層重要となっています。また、全国の保育施設における重大事故は増加傾向にあり、安全対策の充実・強化が求められています。

あわせて、学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続に向け、引き続き幼保小の連携を推進していく必要があります。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・ 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 <その他> ・ 保育士の配置基準の見直し ・ 保育人材確保が喫緊の課題 ・ 幼児教育・保育施設における安全に配慮した環境整備 ・ 一人一人の多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指し、「幼保小の架け橋プログラム」を推進
本市の状況	・ 保育所、認定こども園、幼稚園の待機児童ゼロを継続中 ・ 公立保育所機能の充実に向けた検討を進めている ・ 保育人材の確保に向けて、保育所等人材バンク事業を実施している ・ 業務の ICT 化や安全対策を行う保育所等への補助事業を実施している
基礎調査	<子育てに有効な支援・対策> ・ 就学前児童の保護者で「保育・幼児教育サービスの充実」が 25.2% (4 位)

② 学校教育

本市では、児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、知識・技能とそれらを活用する力を育成し、社会において自立的に生きるための基盤を培うとともに、将来の夢や目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を育成していく必要があります。

また、日本社会に根差したウェルビーイングの実現のため、自尊感情や自己効力感を高めるとともに、「幸福感」や「協働性」「多様性への理解」「心身の健康」などの要素を向上させることが重要です。そのため、知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進するとともに、ICT の活用などにより「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させます。さらに、児童生徒が安全安心で豊かな学びを実現できるよう、地域とともにある学校づくりに取り組み、教育環境を充実させていくことが必要となっています。

さらに、不登校児童生徒へ、国が進める「COCOLO プラン」に対応した、多様な学びの場を確保するとともに児童生徒とその保護者等に寄り添った相談対応や関係機関とのネットワークを活用した支援や児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた支援の充実も重要です。

加えて、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するために、行政だけでなく、学校、地域社会、家庭、NPO 等が、相互に理解や連携をしながら、こどもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進める必要があります。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・いじめ防止、不登校のこどもへの支援 など <その他> ・令和5年3月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」が出された ・令和6年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定
本市の状況	・市立小・中・特別支援学校がそれぞれの地域特性を活かしながら、ESDに取り組んでいる ・中学校区ごとにスクールソーシャルワーカーを配置 ・全児童生徒にタブレット端末を導入するとともに、学習支援アプリやタブレットドリルを整備。Wi-Fiがない家庭には、ポケットWi-Fiを貸出 ・学力向上に向けて、学習指導員やスタディサポーターを配置 ・文部科学省の「COCOLOプラン」に示された「スペシャルサポートルーム」としてのハートフルルーム、学校外の居場所としての「サテライトスペース」を開設 ・学びの多様化学校として、夜間中学「ほしぞら分校」を設置
基礎調査	<子育てに有効な支援・対策> ・小中学生の保護者で「小中学期における教育環境の充実」が37.6%（2位）

③ 社会教育

地縁的なつながりや人との関係の希薄化、仕事と子育ての両立の難しさによる時間的・精神的ゆとりのなさ等、親や家庭を取り巻く状況も大きく変化しており、家庭教育の大切さを社会全体で考え、支援していくことが重要となっています。本市における調査においても、社会教育分野において特に力を入れるべき取組として「家庭教育の支援」が求められています。

また、体験活動は豊かな人間性や生きる力の基盤、こどもの成長の糧としての役割が期待されており、本市での基礎調査においても保護者が子に参加させたい活動として、体験学習活動等のニーズが高い状況です。こうした中、地区公民館等において様々な体験活動を実施しているものの、十分に情報が行き届いていないことから、こどもや若者を対象とした体験活動等の更なる機会づくりに取り組むとともに、効果的な情報発信を行うことが必要となっています。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・家庭教育支援 ・居場所づくり、遊びや体験活動の推進 など <その他> ・文部科学省が家庭教育支援チームの設置を促進 ・こどもの体験活動の場や機会が減少していることを受け、企業等とも連携したリアルな体験活動の推進に向け、推進方策を検討
本市の状況	・少子・高齢化社会における教育行政の在り方として、行政が特に力を入れるべき取組として、過半数の市民が「家庭教育の支援」と回答 ・こどもや若者を対象とした体験活動等を進めている ・小中学校において、水曜日の午後に研修や会議などの時間としており、水曜日の放課後におけるこどもの居場所への対応が必要
基礎調査	<子育てに有効な支援・対策> ・小中学生の保護者で「小中学期における教育環境の充実」が37.6%（2位） <こどもに参加させたい活動> ・就学前児童の保護者で「スポーツ体験」が68.0%（1位）、「ものづくりなど体験学習活動」が40.0%（2位）、「仕事・職業体験」が35.8%（3位） ・小中学生の保護者で「スポーツ体験」が56.7%（1位）、「仕事・職業体験」が47.0%（2位）、「ものづくりなど体験学習活動」が39.2%（3位）

(4) 少子化対策・若者支援

国においては、次元の異なる少子化対策の実現に向け、若い世代の生活基盤の安定や結婚・子育てに関する希望の形成と実現などに取り組むこととされています。

本市においても、人口減少対策が喫緊の課題となっており、特に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は、婚姻数・出生数ともに大幅に減少しています。一方で、未婚の若者では6割弱が今後結婚したいと回答し、半数以上が将来的に子をもちたい希望を持っているとともに、就学前児童がいる保護者で3人に1人以上が次の子をもうけることを希望しています。

しかしながら、出会いや出産・育児等の経済的負担が子をもつにあたっての悩みや不安となっていることから、結婚を希望する人に対する出会いや交流の機会づくりや、若い世代の生活基盤の安定への支援に向けた取組が必要となっています。

また、自殺やひきこもり等、様々な社会背景に共通することとして、こども・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化してきており、本市でも若者の約4%が現在もケアラーであると回答していることから、若者の社会的自立や社会参画への支援が必要となっています。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 <その他> ・ひきこもり状態にある15～39歳の推計数は54.1万人（内閣府調査） ・子ども・若者育成支援推進法の改正により、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記
本市の状況	・総人口は年々減少しており、年少人口も減少 ・婚姻数・出生数ともに、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降に大幅に減少
基礎調査	・こどもの数は、就学前児童の保護者で「1人」が21.9%、「2人」が28.0%、「3人以上」が23.3%、小中学生の保護者で「1人」が10.7%、「2人」が24.1%、「3人以上」が21.3% ・未婚の若者における「結婚したいと思う」割合は57.9% ・子をもつ希望は、若者で53.7%、就学前児童の保護者で次の子を欲しいと思う割合が35.8% <子をもつにあたっての悩みや不安> ・就学前児童の保護者で「育児・教育の経済的負担」が55.4%（1位）、「妊娠・出産の経済的負担」が44.6%（2位） ・若者で「結婚相手に出会えるか不安」が42.5%（1位）、「育児・教育の経済的負担」が29.9%（2位）、「妊娠・出産の経済的負担」が24.5%（3位） <ヤングケアラー> ・若者におけるヤングケアラーの経験は、「現在もケアラーである」が4.2%、「かつてそうであったが、今はそうでない」が3.6%

(5) こども・若者の権利の保障と意見の反映

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、基本理念として、全てのこどもについて、権利の保障や意見の尊重、多様な社会的活動に参画する機会の確保などが定められました。本市においても、令和6年1月に「大牟田市子ども・子育て応援条例」を施行し、基本理念として「子どもの有する権利を十分に尊重すること」などを定めており、市の責務として、こどもの視点や意見を反映させていくことが重要となっています。

「子どもの権利」の認知度はいずれにおいても6割以上となっているものの、「大牟田市子ども・子育て応援条例」の認知度はまだまだ低い状況となっています。こどもが持つ権利を尊重し、こどもの利益を第一に考えながら、まち全体でこどもの成長と子育てを応援していくためには、引き続き、この条例の理念をこどもと子育てを応援していく役割をもつ地域住民等に広く周知し、理解・実践へとつなげていく取組が重要となっています。

国の動向など	<こども大綱におけるこども施策に関する重要事項> ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 （こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等） <こども大綱におけるこども施策を推進するために必要な事項> ・こども・若者の社会参画・意見反映
本市の状況	<大牟田市子ども・子育て応援条例> ・令和6年1月に施行 ・基本理念は「子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を第一に考えること」「協働で子ども・子育ての応援に取り組むこと」 ・市の責務として、「子どもの視点や意見を反映させて子ども施策に係る取組を推進」等を規定
基礎調査	<大牟田市子ども・子育て応援条例の認知度> ・就学前児童の保護者で22.4%、小中学生の保護者で24.8%、 小中学生で13.3%、若者で10.1% <子どもの権利の認知度> ・就学前児童の保護者で60.1%、小中学生の保護者で64.6%、 小中学生で60.4%、若者で66.4% <大人への意見の伝え方> ・小中学生で「直接伝える、話す」が38.2%（1位）、「わからない」が29.1%（2位）、「アンケート」が22.8%（3位） ・若者で「アンケート」が41.1%（1位）、「SNSやメール」が36.6%（2位）、「わからない」が22.8%（3位）

第3章

基本目標と具体的な取組

1 基本目標

こども大綱では「全てのこども・若者について、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活が送ることができる社会」の実現を目指しています。また、本市においても、こども自身の最善の利益を第一に考え、こどもや子育てをまちのみんなで応援する環境づくりを進めています。

このことから、本計画における基本目標は、市最上位計画である第7次大牟田市総合計画に掲げる基本目標を基に「こどもまんなか」の観点を踏まえ、以下のとおり設定します。

「未来を担う心豊かで元気な“こども”が育まれるまち」

2 基本施策

第2章で整理したこども施策における課題に対応し、基本目標の達成に向けて、こども・若者の権利の尊重やこども・若者のライフステージを意識し、以下の4つの基本施策を掲げます。

1. まちのみんなで“こども”と子育てを応援する環境づくり

こども・若者が権利の主体であることを尊重し、まちのみんなで協力してこども・子育てを応援するためにそれぞれが担う役割を共有し、理解・実践へとつなげる取組を進めます。

2. 安心して“こども”を産み、育てることができる環境づくり

若い世代や子育て家庭の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

3. 持続可能な社会の創り手となる“こども”の育成

知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進するとともに、安心して学べ、地域とともにある学校づくりに取り組みます。また、児童生徒の豊かな学びを実現できるよう、学校教育環境を充実させます。

4. 地域や社会における“こども”の育成と支援

次世代を担うこどもたちが自己実現できる取組や学びを通じて、人とのつながりづくりやこどもたち自身の成長を支援します。また、こどもたちの成長を支える環境の整備や若者の社会参画の支援に取り組みます。

3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現することが求められています。

本計画の推進にあたっては、SDGsとの関連を意識し、市民・団体・事業者等によるSDGsを推進する取組との連携、支援を行うことで、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むこととします。

SDGs17の目標について



貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



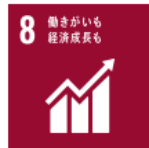
ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



働きがいも経済成長も

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



産業と技術革新の基盤をつくろう

レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る



人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4 施策体系図

[基本目標]

未来を担う心豊かで元気な“こども”が育まれるまち

基本施策1 まちのみんなで“こども”と子育てを応援する環境づくり

[施策推進の視点]

(視点1) こども・若者の権利の保障

【取組1-①】 こども・若者を権利主体として尊重

(視点2) こども・子育てを応援する
機運の醸成と実践の促進

【取組2-①】 子ども・子育て応援条例の推進

【取組2-②】 こども・子育てに係る情報発信の強化

基本施策2 安心して“こども”を産み、育てることができる環境づくり

[施策推進の視点]

(視点1) 母とこどもの健康支援

【取組1-①】 妊娠・出産・子育ての相談支援

【取組1-②】 母とこどもの健康の維持・増進

(視点2) 子育てがしやすい環境づくり

【取組2-①】 幼児教育・保育及び学童保育の充実

【取組2-②】 多様な子育て支援サービスの充実

(視点3) 様々な家庭への子育て支援

【取組3-①】 課題を抱えた家庭の把握と支援

【取組3-②】 児童虐待防止への取組の推進

【取組3-③】 障害のあるこどもの健やかな成長支援

【取組3-④】 経済的困難を抱える家庭への支援

(視点4) 結婚や子をもつ希望に
向けた支援

【取組4-①】 出会いや交流の機会づくり

【取組4-②】 若い世代の生活基盤安定への支援

基本施策3 持続可能な社会の創り手となる“こども”の育成

[施策推進の視点]

(視点1) 社会的自立の基盤となる
資質や能力の育成

【取組1-①】 確かな学力の育成

【取組1-②】 豊かな心の育成

【取組1-③】 健やかな体の育成

【取組1-④】 主体的に社会の形成に参画する態度の育成

(視点2) 安心して学べる学校づくり

【取組2-①】 誰一人取り残さない学びの保障

【取組2-②】 特別支援教育の推進

(視点3) 地域とともにある学校づくり

【取組3-①】 地域の力を活かした学校運営の推進

【取組3-②】 学校・家庭・地域の連携

(視点4) 学校教育環境の充実

【取組4-①】 学校再編整備の推進

【取組4-②】 学校施設・設備の整備

(視点5) 人権に関する教育・啓発の推進

【取組5-①】 人権・同和教育の推進

基本施策4 地域や社会における“こども”の育成と支援

[施策推進の視点]

(視点1) 次世代を担うこどもを
地域や社会全体ではぐくむ

【取組1-①】 こどもの体験活動の強化・充実

【取組1-②】 各世代に応じた学習機会の提供・支援

(視点2) こどもの成長を支える
環境づくり

【取組2-①】 地域における人づくり、つながりづくり

【取組2-②】 こどもが活動する場の整備・充実

(視点3) こども・若者の社会参画や
自立への支援

【取組3-①】 こども・若者の社会参画の促進

【取組3-②】 こども・若者の社会的自立への支援

5 各施策の取組内容

基本施策 1 まちのみんなで“こども”と子育てを応援する環境づくり

■取組内容

（視点1）こども・若者の権利の保障

こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図ります。

【取組1-①】こども・若者を権利主体として尊重

こどもや若者が意見を表明する機会や社会的活動に参加する機会を確保するとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、こどもに関する施策をとともに進めます。

＜主な内容＞

- こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話する取組を行います。
- こどもや若者、子育て当事者のこえを、庁内外の様々な関係団体等と共有し、こども・子育てに係る事業や取組に活かします。

（視点2）こども・子育てを応援する機運の醸成と実践の促進

まちのみんなで協力して、こども・子育てを応援することを目的として制定した「大牟田市子ども・子育て応援条例」に定める理念や役割への理解を深める機会や、こども・子育てに係る情報を提供することで、応援する機運の醸成と応援に係る実践を促進します。

【取組2-①】子ども・子育て応援条例の推進

応援条例の普及・啓発により、条例に定める理念や役割への理解を深める機会を提供するとともに、こども・子育ての応援に向けてできることについて、まちのみんなと考える機会づくりを行います。

＜主な内容＞

- こどもたちに、応援条例が目指すものやこどもの権利、成長とともに大切にしたいこと等の内容をわかりやすく伝えていきます。
- 様々な機会を捉え、応援するための役割を担う保護者、学校等、地域住民、事業者に対し、応援条例の周知や説明を行うとともに、こどもが健やかに成長できるように様々な取組で更なる連携を図ります。
- 事業者等と、仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりに関する意見交換や働きかけを行い、共働き・共育てをしやすい環境づくりを推進します。

【取組 2-②】 こども・子育てに係る情報発信の強化

保護者等がこどもを守り育てるために、様々な支援や取組などを知ってもらうとともに、まちのみんながこども・子育てを応援するためにできることを考える機会となるよう、情報発信の強化に取り組みます。

＜主な内容＞

- 広報紙やホームページ、SNS 等による情報発信とともに、主にこども・子育ての支援などに係る情報を発信する取組を新たに実施します。
- 市が行う支援や取組だけでなく、市内の様々な子育て情報を把握して発信するように努めます。

■取組内容

（視点1）母とこどもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母とこどもの健康づくりを推進します。

【取組1-①】妊娠・出産・子育ての相談支援

こども家庭センターにおいて、妊産婦や乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、様々な専門機関と連携して、切れ目ない支援の充実を図ります。

<主な内容>

- 妊娠の届出時や出生時の面談、電話や訪問、医療機関等との情報共有により、変化していく妊産婦・乳幼児の実情を継続的に把握していきます。
- 妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、妊娠週数や乳幼児の月年齢、家庭の状況に合わせた必要な情報提供や助言を行うとともに、保護者同士の交流の機会づくりや講話を行い、育児に対する不安感の軽減を図ります。
- 若年妊娠や多胎、その他支援が必要と思われる妊婦には、早期から関わりを持ち、訪問等による産前・産後のサポートの養育支援を行います。
- 支援が必要な妊産婦や乳幼児には、サポートプランを作成し、必要に応じてプランの見直しや更新を行います。
- 関係機関と連絡調整し、必要な支援を行います。

【取組1-②】母とこどもの健康の維持・増進

こどもの健やかな成長を支えていくために、母親とこどもの心身の健康づくりを推進します。

<主な内容>

- 妊産婦健診の助成、乳幼児健診や歯科健診の充実を図り、必要な保健指導を行うことで、妊産婦や乳幼児の健康管理を行います。
- こどもに係る医療費を助成し、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進します。
- 感染症予防啓発や予防接種の推進、健康的な生活習慣の教育を行うことにより、こどもの疾病の未然防止に努めます。

（視点２）子育てがしやすい環境づくり

子育てに伴う保護者負担の軽減や働きながら子育てがしやすい環境づくりに向けて、こどもや家庭の実情に応じた柔軟な子育て支援の充実に取り組みます。また、子育て情報の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

【取組 2-①】 幼児教育・保育及び学童保育の充実

保育所・認定こども園・幼稚園における幼児期の質の高い教育・保育や学童保育の総合的な提供や保育の量的確保により、働きながらも安心して子育てができる環境づくりの取組を充実していきます。

＜主な内容＞

- 保護者の保育ニーズに対し、適切な提供体制の確保を図ります。
- 保育士等への研修等により、教育・保育の質の維持・向上に努めるとともに、人材確保に努め、待機児童の発生防止に取り組みます。
- 医療的ケア児を保育所等で受け入れられるよう、体制の充実を図ります。
- 多様化する保育ニーズや支援が必要な児童の受け入れ対応、公立と民間の連携強化などを図るために、公立保育所機能の充実を図ります。
- 学童保育の待機児童の解消に向け、施設整備や小学校の夏休みにおける認定こども園等での小学生の預かり等の取組を進めます。
- 保育所や学童保育所等の業務効率化に資する ICT 等の機器導入を支援します。
- こども一人一人の育ちに係る情報を共有するなど、保育所等と小学校が連携し、こどもの発達や学びの連続性の確保に向けた取組を進めます。

【取組 2-②】 多様な子育て支援サービスの充実

保護者同士の交流によるつながりづくりや相互援助による支援、子育てに関する講座や相談対応などにより、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。また、家庭やこどもの状況に応じた保育や養育などの支援を提供することで、仕事と家庭の両立支援を行います。

＜主な内容＞

- 保育所等や多様な子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談対応等を行う場の充実を図ります。
- 親子が気軽に交流や子育て相談ができる場である「つどいの広場」や地域における子育ての相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」、保護者の仕事や疾病等で一時的に養育が困難になった場合にこどもを預かる取組を継続して実施するとともに、充実に向けた検討を行います。
- こどもが病氣中又は病氣の回復期において、仕事の都合等により家庭で保育が困難な場合に、こどもを一時的に預かる病児・病後児保育に取り組みます。
- 乳幼児の保護者が、仕事をしている場合や育児の合間にリフレッシュしたい場合、又は通院・出産などの緊急時に対応する一時的な保育サービスや休日保育の充実を図ります。

（視点3）様々な家庭への子育て支援

ひとり親家庭や障害のあるこどもがいる家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待への相談支援の充実を図ります。

【取組3-①】課題を抱えた家庭の把握と支援

こどもたちや子育て家庭が抱えている悩みや課題等の把握に努めるとともに、こども自身もしくは保護者等が相談できる体制の確保及び支援の充実を図ります。

<主な内容>

- 関係機関や地域と連携し、こども自身や家庭環境の課題などの様々な理由で支援を必要とする家庭の把握に努めます。特にヤングケアラーについては、こども自身や周囲の人がヤングケアラーに気づくことができるようになるために、周知啓発を行い、対象となるこどもの把握に努めます。
- 家事や子育てに不安や課題を抱える子育て家庭等に対する相談対応・助言等の支援の充実を図ります。
- 母子保護に係る相談対応と必要に応じた施設への入所措置等を行い、入所者に対して子育てや生活全般に関する助言等の自立に向けた支援を行います。

【取組3-②】児童虐待防止への取組の推進

児童虐待防止の相談窓口の充実を図るとともに、発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うために、関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制の充実を図ります。

<主な内容>

- 子育てに関する相談窓口の周知及び児童虐待の発生予防や早期発見、通告義務についての啓発を行います。
- 支援が必要な妊産婦や乳幼児への早期の関わり及び医療機関や保育所等、学校、関係団体等の連携により、児童虐待の発生予防・早期発見に努めます。
- 児童相談所、医師会、教育委員会、警察等の団体に構成する大牟田市子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の実務者会議や個別ケース検討会議を通じ、要保護・要支援児童等に関する情報を共有し、支援の方向性の確認や進捗管理を行います。
- 支援対象児童等が転居した場合は、継続した支援が行われるように、他市町村及び関係機関等との間で必要な情報の交換・共有を行います。
- 相談員及びネットワーク構成員の研修等を行い、知識の習得と対応力の向上を図るとともに、関係機関相互の連携を強化し、相談支援の充実を図ります。

【取組 3-③】 障害のあるこどもの健やかな成長支援

障害の早期発見・早期療育の充実を図るとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法による障害児への支援を行います。

＜主な内容＞

- 乳幼児健診や訪問、面接等により把握した心身の発達が気にかかるこどもを対象に、専門機関への紹介や心理士等の専門職による相談等を実施します。
- 身体に障害のあるこども、又は手術等の治療により改善が期待できるこどもに対して、自立支援医療（育成医療）等の給付を行います。
- 療育や訓練等が必要な障害のあるこどもに対して、日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援するための通所支援サービスを提供するとともに、障害のあるこどもとその家族に対して、日常生活及び社会生活を支援するための障害福祉サービスを提供します。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児を含む障害のあるこどもが身近な地域で必要な支援が受けられるための課題抽出と支援のあり方を検討します。
- 保育所や学童保育所等において、障害のあるこども等が円滑に利用できるように保育士や支援員等を通常の職員数に加えて配置する事業者を支援します。
- 就学前児童の発育等に係る相談に応じる早期教育相談について、保育所等の関係機関・団体等と連携して実施するとともに、保護者への啓発を行います。
- 発達障害のこどもの保護者等による交流の場を提供することで、不安や負担感の緩和、孤立の防止に努めます。

【取組 3-④】 経済的困難を抱える家庭への支援

生活保護世帯や生活困窮世帯等の家庭に対して、こどもがその生まれ育った環境に左右されることがないように、きめ細かな支援と個々の状況にあった適切なサービスの提供に努めます。また、ひとり親家庭に対する就労支援・経済的支援の充実と適正な利用促進を図ります。

＜主な内容＞

- 生活保護世帯や生活困窮世帯のこどもの保護者に対し、就職支援・家計改善支援等の自立に向けた支援を行います。
- ひとり親家庭等に対し、医療費を助成するとともに、資格取得及び就職支援を行います。
- 離婚時における養育費に関する取り決めに促すとともに、養育費の継続した履行を確保するための支援を行います。

（視点 4）結婚や子をもつ希望に向けた支援

事業者や団体等と積極的に連携しながら、結婚を希望する人に対する出会いや交流の機会づくりに取り組むとともに、若い世代の生活基盤の安定に向けた支援を行います。

【取組 4-①】 出会いや交流の機会づくり

結婚を望む人のために、民間事業者と連携し、出会いの場の創出等に取り組めます。

<主な内容>

- 婚活に役立つ知識を学ぶことができるセミナーを開催します。
- 民間事業者による婚活イベント等への補助を行うとともに、若い世代が求める出会いへの支援等を調査・研究し、より魅力的で参加しやすい婚活イベント等の実施に向け、民間事業者との連携強化を図ります。

【取組 4-②】 若い世代の生活基盤安定への支援

若い世代が将来の見通しを持つことができ、結婚や子をもつことを希望できるよう、生活基盤の安定に向けた支援を行います。

<主な内容>

- 若い世代に対して、市内企業への就業や市内における創業を支援します。
- 子育てに係る経済的負担の軽減に向け、国や県に対し、制度の見直しや財政支援について要望していきます。あわせて、市独自の支援に引き続き取り組むとともに、更なる拡充を検討します。

■取組内容

（視点1）社会的自立の基盤となる資質や能力の育成

義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒に「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」をバランスよく育成し、社会において自立的に生きるための基盤となる資質や能力を培います。

【取組1-①】確かな学力の育成

児童生徒一人一人の学力の状況に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力、判断力、表現力等や、粘り強く学習に取り組む態度を育成します。また、ICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

<主な内容>

- 児童生徒一人一人の学力の状況に応じた指導の充実を図ります。
- 非常勤講師の派遣による少人数授業の推進、学校支援スタッフの配置などにより、きめ細かな指導の充実を図ります。
- デジタル教科書の活用や学校ICT支援員の配置等により、学習・指導方法の改善や効率化、教員の指導力の向上を図ります。
- 小・中学校に、順次、小中一貫教育制度を導入し、義務教育9年間を見通した教育課程に基づく指導を行います。

【取組1-②】豊かな心の育成

道徳教育や様々な体験活動、読書や鑑賞の活動などの充実を図り、規範意識や他人を思いやる心情、自然や文化を大切に思う心情や豊かな情操を育成します。

<主な内容>

- 児童生徒が主体となって、「思いやり・親切」について考える取組を実施します。
- 児童生徒の読書活動を推進します。

【取組1-③】健やかな体の育成

学校教育活動全体を通じて、保健教育、学校保健の充実を図るとともに、日常から運動に親しむ児童生徒の増加を図るなど、体力向上に向けた取組を進めます。また、地域や家庭との連携により、学校給食・食育の充実を図り、基本的生活習慣が身に付いた心身ともにたくましい児童生徒を育成します。

<主な内容>

- 各学校が実施する体力向上の取組を支援するとともに、児童生徒が日常的に運動に取り組めるようにします。
- 児童生徒が生涯にわたって健全な食生活を実践するための基礎を培います。

【取組 1-④】主体的に社会の形成に参画する態度の育成

持続可能な社会の創り手として、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成するとともに、社会の中での自分の役割を考え、社会的自立に向けて取り組む態度を育成します。

＜主な内容＞

- 小・中・特別支援学校がそれぞれの地域特性を活かしながら行う、世界遺産、環境、福祉、防災・減災等の特色ある教育活動を支援し、持続可能な社会の創り手を育成します。
- キャリア教育に関する講話や職場体験学習を実施、望ましい勤労観・職業観の礎を形成します。

（視点 2）安心して学べる学校づくり

いじめや不登校の未然防止や早期対応、経済的困難を抱える保護者の支援など、誰一人取り残さない、安心して学べる学校づくりを進めます。また、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた的確な支援や指導の充実に努めます。

【取組 2-①】誰一人取り残さない学びの保障

いじめの未然防止等の対策を総合的に推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充や教育支援センターの運営など、不登校児童生徒等への支援を充実させます。また、就学援助の実施など、経済的困難を抱える保護者の支援に努めます。

＜主な内容＞

- 関係機関との連携を図り、いじめ防止に関する取組を総合的に推進します。
- スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら、児童生徒や保護者等への支援をはじめ、教育相談の充実に図ります。
- 校内教育支援センター「ハートフルルーム」や、学校外の居場所「サテライトスペース」を設置し、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するとともに、学習指導員やスクールカウンセラーの配置の拡充に取り組みます。
- 経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助します。

【取組 2-②】特別支援教育の推進

個別の教育支援計画・個別の指導計画の改善・充実に努めるなどにより、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた取組を進めます。また、特別支援教育支援員の配置など、一人一人の障害の状態に応じた具体的な支援を行います。

＜主な内容＞

- 小・中学校の普通学級に在籍し、発達障害や肢体不自由等により支援を必要とする児童生徒の生活面・学習面をサポートする支援員を配置します。
- 特別支援学校に在籍し、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し看護師を配置します。

（視点3）地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的・効果的に推進し、学校・家庭・地域の連携による学校運営や児童生徒の規範意識の育成、「共育」と「響育」の風土の醸成など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

【取組3-①】地域の力を活かした学校運営の推進

全ての中学校区単位でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層進めるとともに、中学校の部活動の地域との連携の支援など、地域の力を活かした学校運営を推進します。

＜主な内容＞

- 中学校区を単位に、学校運営協議会を設置するとともに、地域学校協働活動推進員を配置します。
- 中学校のニーズに合わせて、地域人材を部活動指導員として配置する等により、部活動の指導体制の充実と教職員の負担軽減を図ります。

【取組3-②】学校・家庭・地域の連携

大牟田地域教育力向上推進協議会との連携により、児童生徒の規範意識の育成や「共育」と「響育」の風土の醸成など、学校・家庭・地域の連携を推進します。

＜主な内容＞

- 学校教育・家庭教育・地域教育の向上を目指した取組を行っている大牟田地域教育力向上推進協議会と連携し、青少年の健全育成や地域の教育力の向上に関する啓発活動を行います。

（視点４）学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、ICT 環境の整備や適正規模化・適正配置による学校再編整備等を推進します。また、児童生徒の豊かな学びを育むことができる、安全・安心で、かつ環境への負荷を考慮した施設整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

【取組 4-①】学校再編整備の推進

適正規模（適切な学級数）化と適正配置（適切な通学距離・時間等）による学校再編整備を進め、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことができるよう教育環境を整備します。

<主な内容>

- 児童生徒の教育環境の向上のため、適正規模・適正配置の観点から学校再編整備に取り組みます。

【取組 4-②】学校施設・設備の整備

教育環境向上と老朽化対策を一体的に進める学校施設の長寿命化改修等を行うとともに、空調設備の設置、トイレの洋式化、バリアフリー化などを進め、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びの実現に向けて取り組みます。

<主な内容>

- 学校施設の長寿命化と安全性の確保のため、学校再編整備との整合を図りながら、学校施設長寿命改修計画に基づき改修を行います。
- 教育環境の向上を図るため、空調設備の設置に取り組みます。

（視点５）人権に関する教育・啓発の推進

こども一人一人が互いの人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、人権についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

【取組 5-①】人権・同和教育の推進

学校教育活動全体を通じて、人権尊重の視点を取り入れた教育を推進し、児童生徒に偏見や差別意識をなくす意欲と実践力を涵養（かんよう）し、人権が尊重される社会の基礎づくりを進めます。

<主な内容>

- 市立学校において、人権・同和教育の全体計画を作成し、大牟田市人権・同和教育カリキュラム等を活用しながら、児童生徒の実態に応じた人権・同和教育が行われるよう支援します。

■取組内容**（視点１）次世代を担うこどもを地域や社会全体ではぐくむ**

次世代を担うこどもたちが、様々な体験や活動を通じて、自己肯定感を高めるとともに郷土愛の醸成を図ることで、将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくみます。また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の大人が、学習活動や地域活動を通じてこどもの主体性を大切にしながらその成長を支えていけるよう取り組みます。

【取組 1-①】 こどもの体験活動の強化・充実

身近な地域にある学習や体験活動が可能な施設において、様々な体験活動事業を実施します。また、こどもや若者を対象とした他者との協働、体験活動を通して、将来における自己実現ができる取組や、まちづくりに参画しやすい機会づくりを進めます。

<主な内容>

- 義務教育課程が修了するまでのこどもを対象に、家庭や学校、地域の様々な人と関わり、人間性、社会性、郷土愛を育むための体験や交流を実施します。
- 小学校 4～6 年生を対象に、自分の将来のことを考え、夢や目標を見つけることや未来へ向かって頑張る姿勢を身につける一助となる講座を実施します。
- 地域の多様な団体と連携して、こどもたちが地域に愛着と誇りを持ち、将来を担う次世代のリーダーとしての資質や社会性を身につけるプログラムを行います。
- 地域との連携や働きかけにより、こどもたちの居場所の充実を図ります。特に小学生が早帰りとなる水曜日の放課後における居場所の確保に向けて取り組みます。

【取組 1-②】 各世代に応じた学習機会の提供・支援

アクティブシニア層や子育て世代をはじめ、各世代を対象とした学習活動の提供やこどもに関わる取組を通じてこどもの成長を支えるとともに、家庭教育支援の取組を推進します。

<主な内容>

- 主に高齢者を対象とした学びの機会を提供するとともに、学んだ成果を活かし、こどもと関わる機会を設けます。
- 幼児、小学生、中学生の保護者を対象に、こどもの社会的自立と親が子育てを通じて自らの人生を豊かにするための講座を実施します。

（視点 2）こどもの成長を支える環境づくり

「人づくり」や「つながりづくり」により、こどもの成長を支える「地域づくり」に取り組むとともに、こどもたちが様々な活動や遊びを通して成長できる場となる環境の整備や充実を図ります。

【取組 2-①】地域における人づくり、つながりづくり

SDGs/ESD の視点を持って学びや活動の機会を設けることで、自ら行動する意欲や地域で活動する力を育む「人づくり」、活動を進めるための「つながりづくり」、持続可能な「地域づくり」へとつなげます。

<主な内容>

- 地域課題の解決に結びつくような学習活動や地域の伝統文化を次世代に継承する取組などを行います。
- 学校が進めている ESD の取組のうち、地域の支援が必要な取組について、学校のニーズを把握し、ニーズに応じた地域との調整や必要な支援を行います。

【取組 2-②】こどもが活動する場の整備・充実

こどもたちが活動する場となる施設の充実や、適切な管理や機能の確保に努めるための整備を行います。また、こどもたちの活動を支える人づくりに取り組みます。

<主な内容>

- 地区公民館や体育施設、公園等について、長寿命化計画に基づく改修や機能維持、インクルーシブの視点を含めた整備等を行います。
- こどもたちが各種スポーツや文化芸術活動における充実した指導が受けられるよう、指導者の育成・支援等を実施します。

（視点 3）こども・若者の社会参画や自立への支援

高校生などの若者について、様々な活動を通じて、まちづくりに参画する機会づくりに取り組みます。

また、こども・若者の社会的自立に向けて、非行や犯罪被害の防止、生活習慣の形成など、関係機関と連携して取り組みます。

【取組 3-①】こども・若者の社会参画の促進

高校生等の若者自らがまちづくりに関わり参画できる仕組みづくりや活動への支援を行います。

<主な内容>

- 18 歳までの高校生等を中心に、自ら企画した事業を実施・運営する仕組みづくりとその支援を行います。
- 若者がまちなかに関わり、主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを進めます。
- 地域課題の解決に向け、市内の高等教育機関等や学生と連携するとともに、地域の取組や行政が実施する事業への学生等の参加を促進します。

【取組 3-②】 こども・若者の社会的自立への支援

関係機関と連携し、青少年の非行や犯罪被害等を防止するための取組を進めます。また、日常生活に支援が必要なこどもや、家庭や学校に居場所がないこどもに対して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路の相談支援等を行います。

<主な内容>

- 関係機関と連携し、青少年の健全育成を目的とした街頭指導や環境浄化などに取り組みます。また、SNS に起因するいじめや依存、犯罪被害を防止するため、適正利用や被害防止に係る啓発を行います。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯又は家庭や学校に居場所がないこども等を対象に、関係機関と連携し、学習支援や生活習慣の形成と定着に向けた支援等を行います。

6 成果指標

基本目標「未来を担う心豊かで元気な“こども”が育まれるまち」に向け、各基本施策に掲げる取組の推進による成果を把握するとともに、令和7年度から11年度までの計画期間内に目指す水準を示すために、以下を成果指標として設定します。

(現状値は、計画策定時点で把握できる最新の値を記載しています。)

関連する 基本施策	指標内容	現状値	目標値
	調査方法及び目標値の考え方 等		
全	①こどもの幸福度	78.0% (R6年度)	85.0%
	調査方法：こども計画策定に係るアンケート 目標値：全国平均80.7% (R5.3日本財団調査) を踏まえ、現状値の1割増を目指す		
全	②子育てをしやすいと思っている市民の割合	38.5% (R6年度)	65.0%
	調査方法：まちづくり市民アンケート 目標値：市総合計画アクションプログラムに掲げる65.0%を目指す		
1	③子ども・子育て応援条例の認知度	15.4% (R6年度)	50.0%
	調査方法：こども計画策定に係るアンケート、まちづくり市民アンケート 目標値：市民の半数が知っている状態を目指す		
2	④つどいの広場の年間利用人数	8,352人 (R5年度)	10,000人
	調査方法：各年度の利用実績 目標値：機能充実や利便性の向上等を図り、現状値の2割増を目指す		
2	⑤学童保育の待機児童数	24人 (R6年度)	0人
	調査方法：4月1日時点の待機児童数 目標値：施設整備や夏休みの預かり事業等により、待機児童解消を目指す		
3	⑥学校や地域のために何かをしてみたいと答えた生徒の割合	82.6% (R5年度)	90.0%
	調査方法：小学生・中学生を対象としたアンケート 目標値：市学校教育振興プランに掲げる90.0%を目指す		
3	⑦不登校児童生徒のうち、専門家や専門機関の相談・指導等を受けている者の割合	— (※)	80.0%
	調査方法：不登校児童生徒が在籍する学校を対象に調査 目標値：市学校教育振興プランに掲げる80.0%を目指す		
4	⑧こどもの居場所の数	38か所 (R6年度)	45か所
	調査方法：4月1日時点の居場所数（放課後や休日に自由に集まって過ごしたり遊んだりできる場所やこども食堂、フリースクール等を集計） 目標値：計画期間中に地域との連携等により充実を図ることで、2割増を目指す		
4	⑨市主催事業等への高校生や学生、若者の延べ参加者数	1,258人 (R5年度)	1,500人
	調査方法：各年度の参加者数（高校生や高等教育機関の学生、若者が地域の取組や行政が実施する事業に参加した人数を集計） 目標値：計画期間中に高等教育機関等との連携強化や高校生・若者の社会参画の促進に取り組むことで、2割増を目指す		

※ ⑦の現状値は、計画策定時点での集計値がないため、R7年3月時点の数値を把握する。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 根拠法令

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定める5年を1期とする計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされており、自治体こども計画と一体的に策定できるものとされています。

そのため、事業ごとに過去の実績と対象となるこどもの推計人口等を勘案して量の見込みを算出し、提供体制を確保する方策について定めます。

2 教育・保育

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、「提供区域」、「量の見込み・提供量（確保方策）」、「教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保」、「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」について設定します。

（1）提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本市では、保育所等の整備にあたり、教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と定めています。

(2) 量の見込み・提供量（確保方策）

① 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。

◆ 認定区分 ◆

認定区分	年 齢	保育の必要性※	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし (幼児教育のみ利用)	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

※ 保育の必要性は保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

◆ 教育・保育に係る対象施設及び事業 ◆

施 設		概 要
教育・保育施設	幼稚園	学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までのこどもの幼児期の学校教育を行う施設。
	保育所	保護者の就労や病気等により、家庭でこどもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までのこどもを保育する施設。
	認定こども園	保育所と幼稚園の両方の機能を持つ施設。幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する。幼保連携型や幼稚園型などがある。
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行せず、私学助成等により運営を行う幼稚園のこと。
地域型保育事業		市町村の認可事業で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組み。小規模保育（利用定員6～19人）、家庭的保育（同5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。
企業主導型保育施設		企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業。従業員のこども以外のこどもを受け入れる地域枠を設置することができる。
届出保育施設		保育を行うことを目的とする施設で、都道府県知事（指定都市及び中核市においては市長）に届出をし、乳幼児を保育している施設。

◆ 本市における保育所・認定こども園・幼稚園の設置状況（令和6年4月1日現在）◆

中学校区 (8 校区)	小学校区 (19 校区) (就学前児童数) (3,753 人)	保育所 (22 ヶ所) 定員数 (2,090 人)		幼稚園 (3 ヶ所) 定員数 (250 人)		認定こども園 (9 ヶ所) 定員数 (1,316 人)	
宅峰	みなと (230 人)	竹の子保育園 (90 人)					
		不知火保育園 (90 人)					
	天領 (255 人)	天領保育所 (80 人)					
		緑保育所 (70 人)					
	大牟田 中央 (365 人)	上官保育園 (110 人)				若草幼稚園 (220 人)	
						たから幼稚園 (189 人)	
						めぐみ幼稚園 (135 人)	
						大牟田天使幼稚園 (82 人)	
宮原	駿馬 (193 人)	くるみ保育園 (70 人)					
		小鳩保育園 (60 人)					
	天の原 (134 人)	笹原保育所 (60 人)				はやめ幼稚園 (101 人)	
	玉川 (39 人)	萩尾保育園 (50 人)					
松原	大正 (207 人)	小浜保育所 (170 人)					
	中友 (119 人)	光円寺保育園 (80 人)				光の子幼稚園 (90 人)	
白光	明治 (197 人)	中町保育園 (70 人)		明治幼稚園 (130 人)			
	白川 (242 人)	日の出保育所 (160 人)				しらかわ幼稚園 (80 人)	
歴木	平原 (132 人)	みずほ保育園 (110 人)					
	高取 (92 人)	高取保育園 (90 人)				高取聖マリア幼稚園 (230 人)	
	三池 (250 人)	歴木保育所 (100 人)					
田隈		三池保育園 (110 人)					
	羽山台 (189 人)	草木保育園 (120 人)					
	銀水 (337 人)	久福木の森保育園 (80 人)		銀水幼稚園 (60 人)			
橘						大牟田たちばな幼稚園 (189 人)	
	上内 (15 人)						
	吉野 (264 人)	白銀保育所 (180 人)					
甘木	倉永 (137 人)	青龍保育園 (70 人)		吉野天使幼稚園 (60 人)			
	手鎌 (356 人)	白鷺保育園 (70 人)					

※ 定員数は利用定員数

② 各認定区分に応じた量の見込み・提供量（確保方策）

1号認定は、現状十分な提供体制があることから既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）で対応します。

2号認定及び3号認定は、既存の認定こども園（保育機能部分）や保育所の弾力的運用を行い、さらに、3号認定は、認定こども園の0歳児受け入れの推進及び企業主導型保育事業の地域枠の活用により対応します。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、原則認可認定を行うことになっています。本市においても、保護者の就労形態に捉われることなく、こどもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育が提供できるよう、認定こども園への移行支援を行います。

（単位：人／日）

（単位：人／日）

				1号認定	2号認定	3号認定	
						1・2歳	0歳
令和7年度	児童数（推計）			1,921		1,100	518
	量の見込み			503	1,464	834	371
	提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合 計		816	1,490	992	371
令和8年度	児童数（推計）			1,773		1,073	503
	量の見込み			465	1,351	813	361
	提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合 計		816	1,490	992	371

(単位：人／日)

				1号認定	2号認定	3号認定	
						1・2歳	0歳
令和9年度	児童数（推計）			1,701		1,046	490
	量の見込み			446	1,296	793	351
	提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合 計		816	1,490	992	371
令和10年度	児童数（推計）			1,625		1,021	480
	量の見込み			426	1,238	774	344
	提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合 計		816	1,490	992	371
令和11年度	児童数（推計）			1,587		997	471
	量の見込み			416	1,209	756	338
	提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	保育所・認定こども園・幼稚園	816	1,490	966	355
		確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
		特定地域型保育事業	小規模、家庭的居宅訪問型、事業所内等	0	0	0	0
		企業主導型保育施設の地域枠				26	16
		合 計		816	1,490	992	371

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

保育と未就学児の教育の双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供に対応するため、保育所と幼稚園の両方の機能を持つ認定こども園への移行や幼稚園による長時間預かり保育の支援に取り組みます。

また、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援を提供するために、保育士や幼稚園教諭等に対する研修の充実等を支援します。あわせて、定期的な協議や情報共有により、教育・保育施設やその他の子ども・子育て支援を行う者との連携を行うとともに、保育所等と小学校においてこども一人一人の育ちに係る情報を共有するなど、こどもの発達や学びの連続性の確保に向けた取組を進めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正により、子ども・子育て支援新制度による「子どものための教育・保育給付」の給付対象である保育所、幼稚園等に通う主に3歳以上の保育料が無償化されたことに加え、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、新制度に移行していない幼稚園や届出保育施設、幼稚園の預かり保育等の利用料の給付制度が定められています。

この新たな取組となる「子育てのための施設等利用給付」に関して、認定手続きや給付方法について、適正かつ円滑な実施を確保することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定める地域子ども・子育て支援事業について、現状と量の見込み、確保方策の内容を設定します。

	事業名	事業概要
1	一時預かり事業 ・幼稚園型 ・幼稚園型以外	〈幼稚園型〉幼稚園や認定こども園（幼稚園機能部分）において、通常の教育時間の前後や長期休業日等に在園児を預かる 〈幼稚園型以外〉保育所、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）において、保護者が病気や急用の場合等に、一時的にこどもを預かる
2	延長保育事業 （時間外保育事業）	認定こども園（保育機能部分）や保育所において、通常の開所時間を延長して保育を実施する
3	利用者支援事業	利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等により支援する
4	放課後児童健全育成事業 （学童保育所・学童クラブ）	保護者が就労により家庭にいない児童等に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る
5	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病や仕事等により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において必要な養育等を行う
6	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う
7	養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる乳幼児や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導・助言、その他必要な支援を行う 子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性向上と連携強化を図るとともに、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のための取組を実施する
8	地域子育て支援拠点事業 （つどいの広場）	3歳以下の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う
9	病児・病後児保育事業	こどもが病気等で保育所等に預けられないが、保護者が就労等で家庭での保育が難しい時に、こどもを認定こども園等に併設した施設で預かる
10	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児又は小学生を対象に、育児の援助をしたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織であり、こどもの預かりを主とした相互援助活動を行う
11	妊婦健康診査	妊娠中に定期的な健康診査を行うことにより、母児の健康管理を行う
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育施設の利用において、実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象にその費用の一部を補助する
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な新規事業者の参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するために、職員の加配に必要な費用の一部を補助する
14	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等の家庭を支援員が訪問し、家事や育児の支援や子育てに関する相談・助言等を行う
15	児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎ等を行う
16	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその児童に対し、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が情報交換できる場を設ける等その他の必要な支援を行う
17	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う
18	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う
19	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	就労要件を問わず時間単位等で保育所や認定こども園等を柔軟に利用できる新たな制度（満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象、月一定時間まで利用でき、利用料は一時預かり事業と同水準の想定）

※12・13は、事業の特性により、量の見込みは定めない。

(1) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、幼稚園3か所、認定こども園9か所の全ての施設で実施しており、その中で市の補助を受けているのは、幼稚園2か所、認定こども園5か所です。

対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日／年)

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48,408	52,282	48,333	46,358	44,279	43,240
確保方策	48,408	52,282	48,333	46,358	44,279	43,240

【確保方策の内容】

市の補助事業に加え、私学助成による預かり保育や自主事業による預かりを含めた事業の実施により対応します。

② 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、一時預かり事業を保育所6か所、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を社会福祉法人に委託して1か所、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を令和4年度まで委託していた社会福祉法人に加えて新たに12月から民間事業者へ委託して計4か所で実施しています。

子育て短期支援事業以外については、対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

子育て短期支援事業は、令和6年度の実績見込みと対象年齢における推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日／年)

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,415	1,351	1,278	1,235	1,193	1,166
一時預かり事業	791	956	904	874	844	825
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	616	368	349	337	325	318
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	8	27	25	24	24	23
確保方策	1,415	1,351	1,278	1,235	1,193	1,166
一時預かり事業	791	956	904	874	844	825
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	616	368	349	337	325	318
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	8	27	25	24	24	23

※ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み及び確保方策の数値は就学前児童利用分。

【確保方策の内容】

今後も保育所等において継続して実施します。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、保育所21か所、認定こども園9か所で実施しており、その中で市の補助を受けているのは、保育所7か所、認定こども園1か所です。

対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人／日)

	実 績	推 計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	429	403	381	368	356	348
確保方策	429	403	381	368	356	348

【確保方策の内容】

市の補助事業に加え、自主事業による事業の実施により対応します。

(3) 利用者支援事業

【現状と量の見込み】

事業形態は、基本型（独立した事業として行われている形態）、特定型（主として市町村の窓口で行う形態）、こども家庭センター型（こども家庭センターとの一体的な運営を通じて専門職が支援や連携を行う形態）の3種類があり、令和5年度は特定型を1か所、母子保健型（令和6年度からこども家庭センター型へ移行）を1か所実施しています。

また、中学校区に1か所を目安に、子育て家庭の身近なところで相談や情報提供を行う地域子育て相談機関（実施場所は保育所、幼稚園、認定こども園、つどいの広場等）の整備に努めることとされています。

①利用者支援事業

（単位：箇所）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	3	3	3	3	3
基本型	0	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
確保方策	2	3	3	3	3	3
基本型	0	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1

②地域子育て相談機関

（単位：箇所）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	1	1	1	1	1
確保方策	0	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

特定型、こども家庭センター型ともに1か所で継続して事業を実施するとともに、地域子育て相談機関を1か所設置し、その地域子育て相談機関において基本型を新たに実施します。

地域子育て相談機関は、中学校の適正規模・適正配置による再編整備を踏まえ、各中学校区への整備を検討します。

(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育所・学童クラブ）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、19の小学校区のうち17校区に学童保育所・学童クラブを設置しており、未設置の2校区で児童送迎事業を実施しています。全ての利用希望に対応できておらず、毎年待機児童が発生していることから、施設整備等により待機児童の解消に取り組んでいます（令和6年4月1日時点の待機児童数24人）。

学年別の平均利用割合と対象年齢における推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人／日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	852	1,094	1,138	1,128	1,106	1,059
1年生	324	371	354	313	311	280
2年生	262	321	324	314	279	280
3年生	171	227	248	253	247	223
4年生	69	106	130	147	152	149
5年生	20	48	57	67	78	82
6年生	6	21	25	34	39	45
定員	840	1,000	1,040	1,040	1,040	1,040
確保方策	920	1,100	1,144	1,144	1,144	1,144

※原則、定員の110%の範囲内で入所の承認を行っているため、確保方策は定員の110%としています。

【確保方策の内容】

待機児童の解消に向けて、学童保育所の整備等により、提供体制を確保します。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、令和4年度まで委託していた社会福祉法人に加えて新たに12月から民間事業者へ委託し、計4か所で実施しています。

実施施設の拡大後、利用が大きく増加していることから、令和6年度の実績見込みを勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人日／年）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	62	866	866	866	866	866
確保方策	62	866	866	866	866	866

【確保方策の内容】

社会福祉法人及び民間事業者において、今後も継続して実施します。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【現状と量の見込み】

生後4か月頃までの乳児がいる全家庭を、助産師・保健師が訪問しています。妊婦等包括相談支援事業における出産後の伴走型相談支援の機会として家庭訪問を行い、情報提供や相談等を行います。

0歳児の推計人口を量の見込みとして設定します。

(単位：件／年)

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	531	518	503	490	480	471
確保方策	531	518	503	490	480	471

【確保方策の内容】

今後も継続して実施します。

実施体制：大牟田市子ども家庭課、福岡県助産師会

(7) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

【現状と量の見込み】

支援が必要な乳幼児と保護者を対象に、保健師が家庭を訪問し、子育てに関する相談、保健指導、助言を行っています。

出生数・人口は減少するものの、要支援家庭は現状程度で推移すると想定し、過去5か年の訪問世帯数及び延べ訪問数の平均値を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：件／年)

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問世帯数	223	210	210	210	210	210
	延べ訪問数	755	472	472	472	472	472
確保方策	訪問世帯数	223	210	210	210	210	210
	延べ訪問数	755	472	472	472	472	472

【確保方策の内容】

今後も継続して実施します。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【確保方策の内容】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、関係者の専門性向上と連携強化に取り組むとともに、地域住民への周知を図る活動を実施します。あわせて、支援対象児童等に関する情報の共有、状況に応じた支援内容等についての協議、判断を迅速かつ適切に行っていきます。

(8) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

【現状と量の見込み】

令和5年度は、市民活動等多目的交流施設「えるる」1か所で実施しています。

対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人回／月、箇所)

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数	696	579	553	539	528	516
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

更なるニーズに対応するための機能充実を検討しながら、今後も継続して実施します。

(9) 病児・病後児保育事業

【現状と量の見込み】

令和5年度は、学校法人1か所への委託により実施するとともに、民間事業者1か所が実施しています。令和5年4月から福岡県事業により、福岡県内居住者は利用料が無料となっています。

令和5年度の利用割合と令和6年度の伸び率、対象年齢における推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日／年)

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,162	1,642	1,622	1,608	1,595	1,580
確保方策	2,926	4,606	4,606	4,606	4,606	4,606

【確保方策の内容】

今後も継続して実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【現状と量の見込み】

本市では1か所で実施しており、令和6年3月末時点での会員数は779人（内訳：依頼会員623人、提供会員131人、両方会員25人）です。

対象年齢における過去5か年の平均利用割合と推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人日／年）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	557	696	671	641	615	584
確保方策	557	696	671	641	615	584

※量の見込み及び確保方策の数値は小学生利用分。

【確保方策の内容】

今後も継続して実施します。

(11) 妊婦健康診査

【現状と量の見込み】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を交付しています。

令和5年度の平均健診回数12.2回に、0歳児の推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人／年、回／年）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	受診対象者数	519	518	503	490	480	471
	健診回数	6,339	6,320	6,137	5,978	5,856	5,746
確保方策	健診回数	6,339	6,320	6,137	5,978	5,856	5,746

【確保方策の内容】

今後も母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を交付します。受診券は福岡県・熊本県・佐賀県・大分県の医療機関と福岡県内の助産所で使用できます。受診券が使用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。

検査項目：妊娠時期に応じた検査を実施

実施時期（望ましい基準）：妊娠初期から妊娠23週まで 概ね4週間に1回
妊娠24週から妊娠35週まで 概ね2週間に1回
妊娠36週から出産まで 概ね1週間に1回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 確保方策の内容 】

新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯の負担軽減を図るため、保護者が負担する副食費の一部を補助します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【 確保方策の内容 】

特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【 現状 と 量の見込み 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

子ども支援ネットワークにおいて継続支援している世帯のうち、家事支援等が必要とされる家庭を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：人日／年)

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	48	96	144	144
確保方策	-	48	96	144	144

【 確保方策の内容 】

子ども支援ネットワークにおける相談支援や妊婦等包括相談支援事業と連携した取組として、令和8年度からの実施に向けて検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【 確保方策の内容 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

本市では、民間団体等により、令和6年度に不登校・ひきこもりの当事者の居場所となるような場が開設されており、不登校児童生徒等に対し、学習支援や社会体験等を通して、基本的な生活習慣を育む支援等が行われています。

こうした民間の活動や取組を踏まえながら、事業の必要性や実施について検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【 確保方策の内容 】

本事業は、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

本市では、市内の社会福祉法人において、療育のためのペアレント・トレーニングや県児童相談所から委託を受け、通所等での指導が実施されています。また、本市が社会福祉法人に委託し、発達障害のある子どもや保護者等が交流し、悩み相談や情報交換を行う場を開設しています。

こうした取組を踏まえながら、令和8年度からの実施に向けて検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【 現状 と 量の見込み 】

本事業は、令和6年の子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

妊婦・その配偶者等に対して、妊娠期から出産・子育てまで寄り添い、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を妊婦のための支援給付（経済的支援）と一体的に実施しています。

面談等の回数と0歳児の推計人口を勘案し、量の見込みを設定します。

(単位：回／年)

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,554	1,509	1,470	1,440	1,413
確保方策	1,554	1,509	1,470	1,440	1,413

【 確保方策の内容 】

妊娠届出時面談、妊娠8か月頃の電話等による相談（希望者に対して面談を実施）、出産後に助産師・保健師による家庭訪問を実施します。

(18) 産後ケア事業

【現状と量の見込み】

本事業は、令和6年の子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行）により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。

市内及び荒尾市の産科医療機関の計5か所で、宿泊（ショートステイ）型、通所（デイサービス）型（個別）を実施しています。

過去5か年の平均利用割合と平均利用日数、推計産婦数を勘案し、量の見込みを設定します。

（単位：人日／年）

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	153	166	178	191	204
確保方策	153	166	178	191	204

【確保方策の内容】

今後も希望者が利用できるように産科医療機関と連携して実施します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【確保方策の内容】

本事業は、令和6年の子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行）により、令和7年度に「地域子ども・子育て支援事業」として制度化され、令和8年度からは給付制度として実施されることになっています。

今後、国の動向や試行的に取り組んでいる他自治体の実施状況を注視しながら、事業の実施について検討していきます。